講演録

第 221 回定期講演会 講演録
日時：令和 6 年 6 月 11 日（火）
（Zoom によるオンライン開催）

「まちづくり GX に向けた都市緑地法に関する政策動向」

国土交通省 都市局 都市計画課長　鈴木 章一郎

ご紹介にあずかりました鈴木でございます。まさに今おっしゃっていただいたように、今日、本当にまだ成立してほやほやの状態であります都市緑地法の一部改正について、説明をさせていただく機会をいただきました。この法律というのは、法律を改正することだけでなく、どんなふうにうまく使っていただくかということがとても大事なテーマだろう、と思っています。その意味でも、こうやって少しでも多くの方に説明させていただける機会をいただけるのは、非常にありがたいなと思っています。貴重な機会を頂戴しまして御礼を申し上げます。

きょう、いくつかテーマを掲げておりますけれども、できるだけお伝えをしたいなと思っていますのは、一番最初に出てまいりますけれども、この法律の背景というところで、緑地がどんな機能を持っているのか、そこに対してどんな捉え方がされてきているのか、そういうことが、この一部改正法を生んだ背景になっておりますので、少し時間を多めにいただいて、話をさせていただけたらいいかなと思います。

1．法律の背景

まず最初に、この都市に緑地の現状ということで、二つグラフが出てきます。左側のグラフを見ていただくと、これは、森記念財団さんが、世界の緑地ということで、いろんな都市を比べておられるのですけれども、特徴的なのが、緑地の絶対量という客観要素と、もう一つは、緑地を皆さんが主観的にどれぐらい充実していると捉えているか、そういう客観と主観の二つの要素を組み合わせて算出をしておられる。大体半々だというくらいにはお聞きしてますけれども、それで見てみると、やはり東京、大阪というのは、国際順位としては非常に低いということが見てとれる。恐らく森記念財団さんは、国際競争力みたいな文脈で捉えておられるのだと思うのですけれども、こういったところで、課題があるのではないか、ということかと思います。

右側のグラフは横浜市さんで、これはある地を経年的に見ているわけですけれども、時代を追うにしたがって緑地率が下がってきていることは、非常に大きな問題かなと思っています。

もう一つは、ある町の民有林面積ということでお出しをしていますけれども、緑が人口です。大体 1960 年代くらいから比べますと 3 倍くらいに増えているのですけれども、一方で、山林は、ちょっと正確ではないですけれども、いわゆる民有林の面積は 8 分の 1 になってしまった、ということもありまして、先ほどの横浜市さんもそうなのですが、恐らく、東京郊外部の街、いわゆるベッドタウン的な使われ方もしている街では、かなり開発圧力も含めて緑がなくなってきている、ということが見てとっていただけるかと思います。

そういうこともありまして、この緑被率というものが、今、全国でどうなのかということを調べてみました。緑被率、文字通り土地の表面がどれだけ緑でカバーされているかという数字になりますけれども、実はこの緑被率というのは、これまで全国統一的に出している数字がありませんでした。先ほどの横浜市さんのように、緑被率をこうやって出してはおられるのですけれども、実は細かな定義というのが、それぞれの街によってそれぞれあるようです。なので、全国的に統一的にやれるものというのは、衛星写真を使ったら良いだろうということで、衛星画像に基づいた分析を JAXA さん関

係のところの協力をいただいて出しています。そうすると、ここにあるとおり、市街化区域の中の緑被率が24%弱という形になっています。下の方に、参考で、少し小さく書いてありますけれども、データそのものが違うので、単純に比べではいけないというふうには言われてはいるのですけれども、少し前の2006年から2010年くらいでいうと、3割弱というふうになっていまして、なかなかこの辺りの傾向というのは、やはり全国的に見ても厳しくはなっているのかな、と見ているところです。

では、どうしてこんなに東京あるいは日本の緑の充実度が低いのだろうか、という点ですが、実は、今回の国会でご審議をいただく際にも、だいぶ議論になりました。一般的に言えるのは、恐らく戦後の経済発展、日本の場合、急に経済成長したというところもございますし、そういう中で、都市にだいぶ働き手を集めてきたということが言えるのだろう、と思います。ちょっと小難しい言葉を使っていますけれども、人口密度の高い、稠密な土地利用ということの中で、結構、住宅用地などに転化をしてきたというのが、一般的な認識なのだろうと思います。

もう一つ、ちょっと興味深いことがあるのですけれども、これは、昔の建設省の計画局施設課の初代課長をされた方、今の公園緑地課長みたいな立場とお考えいただいたらいいのかもしれないのですけれども、この方の見立てとして、自然が極めて身近にあり過ぎて、そこにおぼれていたと。それで、大事だという世論がなかなか生まれてこなかった、というようなことを言われている分析もありまして、この辺は非常に興味深いところなのかな、と思っています。

そういう中で、今、緑地というのはどんな効用があるのだろうかということで、いろいろまとめています。左の表にありますように、グリーンインフラということで、今、国土交通省も旗を振っているわけですけれども、都市の緑地というのは、ここにあるだけでも、ざくっと23くらいの機能分化ができます、ということをまとめています。特に、この中でも注目をしていただきたいのは、一番左の上のくくりの中の環境共生社会、いわゆる環境面ということで言うと、ヒートアイランドの話であったり、それから気候変動の関係で言うと、9番の都市水害の軽減みたいなことも言えるのだろうと思っています。それから、われわれ、もう一つ注目をしておりますのが、3番の生物多様性の確保というところ。これも後で出てまいりますけれども、国際的な枠組みが合意されたりとか、かなり注目を集めてきている要素だろう、と思います。それから、もう一つは、Well-being という要素も、この都市の緑地の効用として挙げてまして、その中では、きょう、健康・福祉の関係、これをご紹介をしたいなと思っています。

以下、見ていきますと、例えばレジリエンスとか、ここにはヒートアイランドということで出てきますけれども、都市の中でやはり、今、内水氾濫というのが非常に大きな問題になってきているということで、雨の降り方も激しくなってきたりもしているので、急にたくさん降った雨を市街地から、川に出していく、排水していくまでになかなかさばけない場合が出てきている、というようなことだろうと思います。そういうときに、緑地があって、下の方にはレインガーデンというのが出ておりますけれども、こういった形で保水力を持つことで、だいぶ内水氾濫ということが避けられるのではないか。そういうレジリエンス上の意味合いというものが、今、注目されているかと思います。右側を見ていただきますと、冷涼な空間ということで、ヒートマップ図がありますけれども、やはり緑の回りというのは相対的に温度が下げられる、ということがあります。さらに、この下のところ、緑がネットワークを形成することで、風も起きるということで、これが今、非常に都市が暑くなっていますので、大きな効用というふうに言えるのではないかなと思っています。

次に暑くなっているということをグラフでお示しをしておりますけれども、大体80年、1940年から2020年までで、いわゆる三大都市、東京、名古屋、大阪で2度上昇していると。非常にショッキングな数字かと思うのですけれども、この赤いグラフです。それから、下の黒いグラフは、比較的都市化の影響が小さいのではないかという地方の都市の場合でも、1度は上がっていることを示しています。この気候変動対策としてのヒートアイランドの防止効果、抑制効果というのは、大きな注目を浴びるのではないか、と思っています。

ヨーロッパの研究で、興味深いものがあります。医学系の雑誌でランセットという、権威のある雑誌のようなのですけれども、これに、去年発表されているかと思うのですけれども、いわゆる熱中症

で亡くなる人と緑被率の関係というのを表されています。まちの緑被率を3割ぐらいにすることで、いわゆる早期死亡者数というのが 4 割近く減らせるのではないか、そういう論文、研究結果が出ている、と聞いております。その意味でも、緑の効用というのは非常に大きなものがあるのかな、というふうに思っています。

もう一つは、生物多様性の関係です。後でまたご説明をしたいと思うのですけれども、特別緑地保全地区という、規制の厳しい、なかなか個人の土地であっても自由に木は切れません、そういう土地がありますけれども、そういう土地をどういう考え方でもって指定をするかということが、この左下に書いてあるのですけれども、普通に考えると、風致、景観が優れているもの、美しい景観を守るためにとか、そういうことは常識的に考えられるのですけれども、それだけではなくて、この赤くなっているところ、動植物の生息地・生育地として大切であるところ、という要素が挙げられています。実際に、真ん中の写真を見ていただきますと、1ヘクタールぐらいが特別緑地保全地区に指定をされておりますけれども、これは大阪の豊中市です。このことによって、ここにはヒメボタルが生息をしているということで、右側のグラフを見ていただくと、経年的に生息数が伸びてきていることが見てとっていただけるのかな、と思っています。そういう意味でも、緑地の機能として、生物多様性を守っていくことは、非常に大事なのかなというふうに思っています。

もう一つは、Well-being。これ、なかなか捉え方が難しいのですけれども、かなり幅広い概念で、ざっくり人の幸せというふうにお考えいただければよいと思うのですけれども、こういったものについても、緑地は効くということが言われだしているかと思います。例えば左側にあるように、こども・子育てということで、いろんな教育の場になったりとか、情操面を含めて、良い効果があるのではないかというようなこともございます。右側を見ていただきますと、オフィスワーカーへの影響ということで、ちょっと小さな字ですけれども、バイオフィリック・デザインということが言われていまして、自然環境の要素を取り入れた空間デザインをすることで、働く人の幸せ感が増すとか、クリエイティビティが増すとか、そういったことが言われている。それから、2番目の真ん中の辺りを見ていただくと、窓から緑が見えると、認知機能の回復をもたらすというようなことも言われている、というようなところでございます。

この辺が、非常にわれわれも悩ましいところなのですけども、アンケートではこういったことで研究もありますし、いろんな主張がされているのですけれども、完全に定量化されているかというと、まだまだ途上なのかなというふうには思うので、特にこの心理的な要素のところというのは、いろんな方との研究成果などもできるだけ取り入れさせていただきながら、われわれもしっかり学んでいきたいな、というふうに思っています。

先ほどレジリエンスの関係で出てきましたけれども、やはり内水氾濫を抑えるということが、もう少しここでは数字的に出てきているということです。場所で言うと、神田川の上流の地域をピックアップしておりますけれども、緑地をうまく創出することで、雨の浸透する量は増やせますよと。その結果、浸かってしまう浸水面積を減らすことが、ここで期待をされるということが出ているかと思います。

さらに見ていきますと、子育ての関係です。少子化というのは社会的な問題にもなっているわけなのですけれども、青のグラフが子育て世代ですけれども、当然と言えば当然なのですが、子育て世代の方が、子どもの遊び場というのは大事だよというふうにお答えになっていますし、緑、公園、水辺と、そういう自然空間というのも、子育て世代の方が重要性を高く認める、そういう結果が出ているということは、注目されるのかなと思っています。特に、また、今、都心部であっても、資料にある田植えとか、農業の体験だったりとか、収穫だったりとか、そういったものというのは非常に大きな要素として注目されているのではないか、というふうに思います。

もう一つ、面白いところのご紹介をすると、やはりWell-beingの流れなのですけれども、血圧の正常化に良い効果を与えますよ、というようなことも言われています。5分間の座観ということで、緑の中で落ち着いて座ることをすると、血圧が高い人は低くなりますよ、ということもあるのですけれども、普段低過ぎる方というのも、逆に正常値に近づいて上がってくる、というようなことも言われておりますし、免疫系にも良い効果がある、というようなことが言われています。

もう一回先ほどの、なぜ都市の緑は少ないのか、日本においてということを見ていただいていますけれども、こういった様々な気候変動対策に効きます、あるいは生物多様性の確保に良いですよ、あるいは Well-being、人の幸せに良いです、そういう緑地の効果というのが注目をされているのですけれども、それと同時に、やはり先ほどの暑さの問題を含めて、世界でも気候変動というのが言われていますし、非常に課題が大きくなってきた、見過ごせなくなってきた、という状況かと思います。なので、先ほど見ていただいた中で、昔は、建設省の初代の都市公園緑地課長さんの時代というのは、なかなかそういう世論が生まれてこなかった、という分析がされておるのですけれども、この世論という意味では、少し近年潮目が変わりつつあるのではないか、そんなことを思っています。

先ほど、3つの緑地の機能ということで申し上げたのですけれども、そういうことでは、国内もそうですし、国際的にもいろんな取り組みがされております。気候変動は、数々の COP 等々で合意もされているものもありますけれども、日本の国内でも地球温暖化対策計画というのが作られていますし、生物多様性で言いますと、昆明・モントリオールということでの枠組みが出てきていて、この中で 30by30 みたいなことがうたわれている、ということがあるかと思います。それを受けて、国内でも生物多様性の国家戦略というのが、昨年の 3 月に閣議決定もされています。人の幸せ、Well-being と言うと、本当に捉え方は様々ですけれども、例えば国連の SDGs ということは、まさにその象徴なのかなというふうに思います。下に書いてありますけれども、こういう国際的な目標もありますので、国の政策として取り組んでいくことが必要になってきているのではないか、あるいは民間の力というのも非常に大事になってきているのではないかと、そういうことが言われだしているところです。

先ほどの昆明・モントリオール、少し細かいのですけれども、見ていただきますと、ここにありますのは、一番上のターゲット3というところ、右側ですね、30by30 について書いてありますし、ターゲット 12 のところで見ていただくと、そういう生物多様性に配慮したような都市計画も確保しないといけないと、そういうことが挙げられております。

30by30、これはもう釈迦に説法の方も多いかと思いますけれども、2030 年までに陸と海の 30%以上を生物のために良い環境として保全をするということがここに挙げられておりまして、これは環境省さんが作っているイメージの絵になります。

こういう動きを受けまして、経済界でもお金の流れの面でも、しっかりこういったことに資源配分をしていかないといけないよねと、そういう流れが出てきているのかなと認識をしております。いわゆる ESG 投資なのですけれども、世界で見ると、ちょうどこの 4 年間で、ここにありますように、1.5 倍に増えたというふうになっていますけれども、同じ4年で日本の場合は、これが 5.8 倍。これは GPIF の存在も大きいかと思いますけれども、こういったことで、日本では特にこういった動きが盛んになってきているのではないかと思います。

これと併せて、TCFD、TNFD と言われますけれども、C のほうが Climate で CO2 の吸収。それから、N のほうは Nature ということで、生物多様性ということかと思いますけれども、通常の財務開示と言いますと、各企業が、伝統的な経済活動を通じて、投資家のためにどれだけ収益を上げたか、あるいは、その結果としてどれだけ資産を持っているか、そういったことを投資家のために開示をするということだと思うのですけれども、TNFD 等で問われているのは、それだけではないですよと。これからは、企業活動が、それぞれ CO2 吸収だったり、温暖化ガスのことだったり、あるいは生物多様性という意味での環境にどれだけの影響を与えているか、そういうことも含めて開示をしましょうと、そういう流れが国際的にも定着をしてきていると思っております。

そういうことも踏まえまして、去年、G7 の都市大臣会合というのを日本で初めて行いました。これは、都市大臣会合というもの、最初にドイツで行われまして、去年2回目として、日本では初めての会合が、香川県の高松市で行われています。赤字のところを見ていただくと、この中で、コミュニケということで、各国の共通認識が得られたものなのですけれども、都市とその周辺地域に緑地と水辺の空間・インフラを確保して、回復することにコミットするということが言われています。その際の具体的な手段のようなものですけれども、その下の青字を見ていただくと、民間セクターの投資が大事であると、そういう市場環境を整備できるように措置しないといけないと、そういったことも併せて言われております。

こういった流れ、動きを受けて、われわれとしては、都市の緑を大事にする、あるいは、再生エネルギーみたいなこともしっかり取り入れていく。こういうことも含めて、まちづくりGXという言葉を作りました。これが去年の骨太に、この一番上にありますけれども、初めて言葉として入りました。同じような形で、閣議決定があるのですが、新しい資本主義のグランドデザインの中にも、まちづくりGXという言葉が入っています。あと、強靭化計画だったりとか、国土形成計画、その他にもこのような形で入ってきているとご理解をいただければと思います。以上が法律の背景になります。

２．法律の内容

こういった背景を受けまして、これからこの法律がどんな内容になっているかということを、お話し申し上げたいと思います。

今、見ていただいているのが、全体像です。背景のところは、これまで申し上げてきたところなのですけれども、3番目の囲みを見ていただきますと、だいぶ潮目は変わってきたと申し上げたのですが、まだまだボトルネックみたいなところはあります。緑をちゃんと増やしていこうと思うと、自治体さんだったり、民間の企業さん、こういうところが非常に重要なプレーヤーだと思っているのですけれども、それぞれのプレーヤーで、自治体さんで言うと、やはりお金の制約だったり、ノウハウ、マンパワーの面、こういうところに課題がある。それから、どうしても緑というのは、収益がまだまだ生み出しづらい存在だというところもあるので、民間企業さんであっても、まだまだ取り組みが限定的な部分が出てくるというところがボトルネックなのかなと思っています。

では、そこをどうするのかということで、右側の概要という、緑のところになるのですけれども、今回の法律、大きく3つの柱でできています。一つは、国主導というところです。国がもうちょっと前面に出て、全体として緑を確保していきましょうということが一つの柱です。2番目は、自治体さんが緑地を保全していくときに、マンパワーの問題、あるいはお金の問題、これを少しでも解決するような手段を取りたいということでできています。それから3番目、これは民間企業による緑地への投資をどう呼び込んでいくかということで、国土交通大臣の認定の仕組みを作りたいということで、今回手当をしております。

そういったことを今回、盛り込んでおるのですけれども、ちょっとここで、少しややこしい絵が出てきたのですけれども、これは何を表しているかというと、制度と書いてありますけれども、上の方の仕組みほど行政の関与が強い、というものになっています。都市公園というのは、国や自治体が自分で土地を買って、緑を植えて、管理をしていきますので、基本的に一回公園になったらずっと公園です、というものなのですけれども、もう一つの特別緑地保全地区、先ほど少し出てきましたけれども、これは、土地は公的保有のところが三角になっていますけれども、行政が持っている土地もあるのですが、大半は民間の方、個人とかが、そのままお持ちになっています。そこに強い規制がかかっていて、実際自分で木を切るとか、あるいは家を建てるということは許可制になっているので、まずこれは禁止されているのに近いというふうにお考えをいただければと思います。

そういう意味から、緑が守られるという意味での規制の強さは、都市公園だったり、特別緑地保全地区というのは、非常に強いというふうにお考えいただければと思います。その分、さっき出てきました地球温暖化対策計画とか、生物多様性国家戦略、政府が閣議決定をして、数量的にもきちっとコミットしている計画なのですけれども、そういう位置付けで、例えばCO2の吸収源であったりとか、生物の保全地区としての位置付けだったりとか、規制や保護の程度の強さに由来する緑の位置付けはしっかりここで与えられている。

一方で、もう少し下の方になってきますと、緑化地域だったり、風致地区という、他のそこまでは強くない規制の地域があったりもしますし、市民緑地契約だったり、緑地協定という、もう少し穏やかな形での緑の守り方というのもあります。これは、一般市民の方を中心にいろいろ取り組んでいただいているのですけれども、相対の約束事なので、市民の側が「もうやめた」となったら、基本的には、行政の側がずっと保全してもらうように強制するということもできません。このように、規制としてはそこまで強くないですということもあるので、例えばCO2の吸収源だったり、生物の保全の土地として、後々までこれが計算できるかというと、必ずしもそういう性格のものではないというところで、非常に裾野は広いのですけれども、計算として

はしづらいよねということで、計画論としての貢献度は相対的には低いというものになっています。

そういう中で、この民間の取り組みというところで見ていただきますと、最近あるのが、例えば東京などでも、本社だったり、あるいは再開発をされるときに、そのままビルを建てるということだけではなくて、できるだけ多くの緑をその周りに配置しましょうと、そのことがその建物自体の魅力も上げるという考え方が、主流になってきていると思います。企業の意思決定で、ここに政策感応度とありますけども、ざっくり言うと、緑の増やしやすさのような形で捉えていただければ良いと思います。そういう意味からすると、都市公園などは、土地を買わないといけませんし、すぐに増やせるという度合いについて見れば、1年でそんなに急に増えるものではないのですが、こういった民間の取り組みということになると、裾野が広くて、それである程度、企業の意思決定でドカンと増やしていただくということも、場合によっては可能だということもありますので、政策感応度というのは比較的高いのかな、と思っています。

そういうことからすると、それぞれの特徴があって、ここの辺だとそこまでの規制の強さで守られているということでは必ずしもないです。従って、その政府の政策の位置付けというのもそこまで重くないですけれども、一方で、政策感応度は高い。比較的増やしやすい。上の方にいくと、その逆である、ということがあります。われわれからすると、今回、都市の緑地の質と量を両方しっかり高めていきたいという思いがあります。質を高めるということで言うと、この特別緑地保全地区をしっかり増やしていく。量でいうと、特別緑地保全地区もあるのですが、民間の取り組み、こういったこともしっかり増やしていきたい。こういう両建てでもって、ここに政策的なターゲットを当てたというふうにお考えをいただければと思います。

その中で、先ほど法律の 3 本柱がございましたけれども、国主導で戦略的な都市緑地を確保していきましょうということが、1番目の柱になっています。これは、先ほどいろいろ見ていただいたかと思うのですけれども、いろんな国際枠組みであったりとか、あるいは課題そのものが大きくなったということであるとか、そういうこともあるので、今までどちらか言うと、この緑を確保しましょうというのは、市町村行政中心の色彩が強かったかと思います。都市緑地法みたいな法律は国が作った、というのはあるのですけれども、緑地の確保だったり、その運営というのは、一番住民に身近な市町村にやっていただいていた、という役割分担でした。ここの左下の絵を見ていただくと、これは、緑の基本計画というのは、市町村が緑に関して作る計画ですけれども、これは、改正前も、都市緑地法に書いてありました。やはり、住民に身近な市町村がしっかりやっていただくと。これはこれで大事なことなのですけれども、先ほどのように課題が大きくなってきたので、国が出張っていくところも、もう少し設けようということで、国全体の基本方針を今回法律の中に書き込ませていただいた。赤字のところが新しい仕組みです。

それから、もう一つは、広域のネットワーク。これは、例えば、ある市とある市の市境で、一方ではこのまとまった緑地帯を大事にしたいので、特別緑地保全地区みたいな仕組みも含めて保全をしているのだけれども、市境を超えてしまうと、一方でそうでもなくて、結構開発されてしまっている、みたいなことが実際に起こっています。そういうこともあるので、都道府県が決めていく、作っていく緑の広域の計画ということを、広域のネットワーク性も含めて、しっかり法律に位置付けたら良いのではないか、と思っています。実は、この都道府県の広域計画というのは、今、実態ベースではあります。半分くらいの都道府県が、国交省としてお勧めをしていることもあって、作っていただいているのですけれども、逆に言うと、半分にとどまっているというところもございますので、今回、この法律の改正を機に、できるだけ多くの都道府県さんに、こういった取り組みをしていただきたいなというのが一つです。

それから、先ほど、昆明・モントリオールの中で、都市計画により多くを期待する、ということが謳われたことをお話ししたかと思います。今も、実は、都市計画法の中で、都市計画基準という項目がありまして、緑地の意義、自然的環境の整備とか保全みたいなことは、ちゃんと配慮してくださいねというふうには書いてあるのですけれども、このことからもう少し進んで、きちっと最初から考慮しようね、ということに一歩踏み込んだのが、今回の改正であると思っています。このことで、各自治体さんだったりとか、都市計画提案をする方に対して、できるだけそのことを正面から考慮してもら

うということを強く訴えていく、と思っています。

こういうネットワーク性みたいなところ、考え方というのは、今回の法律を議論していく中に、自民党に住宅土地・都市政策調査会というところがありますけれども、ここの都市の緑PTというとこで、だいぶご議論をいただきました。この中での議論も、非常に興味深いものがありますので、ちょっとご紹介をしたいというふうに思うのですけれども、これ、何を表しているかというと、濃い緑と、それから薄い緑があります。濃い緑というのは、ここにある都市公園だったり、それから先ほどの特別緑地保全地区なのですが、括弧で小さく書いてありますように、これは公共により近い緑。こういう公的な関与の強いところについては濃い色にしてあるのですけれども、こういうところをまちの緑のコアとして考えていきましょうと。さらに、その横のところに薄い緑。これは、特別緑地保全地区までは強くない規制である、緑化地域だったりとか、今回応援しようとしている企業さんからの緑の投資、こういうものがあるのですけれども、こういう濃い緑のコアのところと薄い緑とを、うまくネットワークしていくということが非常に大事ではないかと。このネットワークという思想が、これまでの市町村の緑の基本計画でもあるのですけれども、より広い単位で言うと、都道府県単位でも、この緑の広域計画を作っていただくことで、こういう思想を街レベル、地域レベルで広げていったら良いのではないかと。

もう一つ、このPTでご提案をいただいておりますのは、物理的なネットワークというのも非常に大事ですけれども、例えば公園であれば、公園愛護会という会で公園のごみ拾いしたりとか、草刈りをしたりとか、そういったことをしてくださっている団体の皆さんがいらっしゃいます。特別緑地保全地区で言えば、NPOさんだったりとか、ボランティア団体さんだったりとか、こういうところの活動を、ご自分たちの楽しみにしながらも、しっかり大切な緑地を保全していこうよと、そういうことで活動をしていただいている方がいらっしゃる。こういうところで、それぞれの濃い緑だったりとか、薄い緑の中で、この緑地を活動の母体にしているような方がいて、そういう活動の場としての緑の存在でもって人をつなげましょう、ということが一つあるのかなと思っています。

もう一つは、今、都市計画で、正面から緑をという話があったのですが、これが必ずしも人のうるおいということだけではなくて、先ほどの、例えばオフィスワーカーでも、こういうことでということでお示しもしたのですけれども、緑がまちの中にあることで、これまでよりも積極的に人が集まってくる求心力になるのではないかと。そういうことは、非常に大きな期待がされています。今までだったら、例えば、それはショッピング機能なのではとか、図書館なのではないか。これも、これから大事な要素としてはあると思うのですけれども、人を寄せてくる、集めてくる機能としての緑というのが、もう少しこれから、いろんな形で注目をされてくるのではないか、とも思っています。個々の区画の中の人のつながりということもそうですし、その区画外から人を寄せてくる広域の求心力としての緑ということも、これから非常に期待がされるのではないか、というふうに思います。こういうことを、ある団体さんの緑のイベントポスターなどでは、「緑をつなげる」、さらに「緑でつながる」という言い方をされていたところもありますけれども、まさにそういう考え方でもって、いろんな施策が打たれていくということを考えてもいいのかな、と思います。そういう精神を、国が定める緑の基本方針の中でも位置付けていくのかな、とも思っています。

それから、ネットワークについて、少し深掘りをしてお話をさせていただきたいと思うのですけれども、それぞれ、生物多様性と気候変動とWell-beingの中でネットワークをされるということはどんな意味があるか。典型的に見えるのは、このエコロジカルネットワークということで、動物が広い範囲を移動するのに楽ですよ、ということは言えるのかなと思います。特に、大型の哺乳類だったりとか、鳥類だったりとか、そういうある程度広域を移動するような種類がありますけれども、こういうものにとって、やはりそれぞれ緑がつながっている方が移動をしやすいということがあるのかな、と思います。それから、先ほどもちょっと出ました気候変動との関係で言うと、風の道という意味での緑のつながりというのは非常に大きいのかな、と思いますし、Well-beingの部分でも、よく今ウォーカブルということで、都市局が施策の旗を振っていますけれども、こういったことにも資するのかな、というふうな考え方をしております。

そういったことで、一番最初の点、国主導で戦力

的に都市緑地を確保していくことが、以上のような考え方で進められていけばと思っています。

続きまして、自治体への支援という話です。先ほどから何回か出てきていますけれども、特別緑地保全地区というのがあります。これ、一言で言うと、現状凍結的ということで、ちょっとおどろおどろしいのですけれども、そういう保全の仕方であります。

この、行為規制というところを見ていただくと、基本的には、勝手に木は切れません。それから建物も建てられません。許可が必要ということですけれども、よほど合理的な理由がないと許可はいただけませんので、基本的には、実質難しいというふうにお考えをいただければと思います。こうやって、守るべき緑地というのを、非常に強い規制でもって守っていくということなのですけれども、これは都市計画にこういう特別緑地保全地区というものが決められますので、都市計画に一度これが決められると、基本的には、よほどの合理的な理由がない限りは変えないということだと思います。

そういうときに、これは非常に規制が強いものですから、上のところ、見ていただきますと、この都道府県等というのは、個別の市も、ということですけれども、都道府県や市が、地権者さんから、あまりにも規制が強いので使いづらいので、この土地を買ってくださいというふうに言われたら、都道府県や市は、この土地を買わなければならないと、今、そういう制度になっています。だからこそ強い規制もかけられるということなのですけれども、ざっくり言うと、今、買ってくださいというふうに言われて買い取っているのが、全国、これだけございます。大体 4 分の 1 くらいは買い入れをしています。4 分の 3 くらいは地権者さん、個人等がそのまま持っていただいている、というものになります。

これはどういうことかというと、例えば寺社仏閣の土地であったりということもあるのですけれども、個人が昔から、例えば一族でこの屋敷林を守ってきたみたいな、そういうことで、別に特別緑地保全地区は最低どのくらいの面積以上でないといけないみたいな数字的な縛りはないものですから、大事だとなれば指定をしますので、そういう中で、しっかり一族として守っていこうよということで、規制もはめてもらうようなこともあります。法律上は、必ずしも地権者さんの同意は要らないのですけれども、実際は運用の中で、やはりきちっとご意見をお聞きしてやっている、ということになるかと思います。

特別緑地保全地区は、どういう所があるのということで、比較的関東とか近畿の大都市近郊に多いといえば多いのですけれども、地方分も含めてそれなりの面積、6000 ヘクタールを超える指定がされて、都市の緑地を守っています。そういった特別緑地保全地区なのですけれども、自治体さんがこれを、先ほどのように買い取る場合に、実は、今、問題が生じています。どういうことかというと、緑は生き物なものですから、放置しておくと緑地が荒れるのです。なので、今、写真をいくつか見ていただいていますけれども、特に斜面地だと、大きくなり過ぎると、自分の重みで危ないだとか、そういったこともあったり、光が入らなくなったりとか、そういうことがあります。

なので、ここにちょっと新しく出てきているのですけれども、本来であれば、10 年から 20 年に 1 回はきちっとその樹枝のバランスを整えるとか、地面まで光を入れてあげるとか、そういう再生整備が必要になります。場合によっては、しっかり切るということも含めてやらなければいけないということになるのですけれども、非常に専門技術が必要になりますので、各自治体になかなか造園職の人がいないということもありまして、こういった作業が通常の自治体さんでは難しい、ということがあります。今回、インフラで言うと大規模修繕みたいなものですけれども、そもそもこういうものをしっかり機能維持増進事業ということで位置付けましょう、ということにしています。これを法律に書いて、これを国が支援すべき、自治体のこういった事業を支援すべき事業であるというふうにしまして、社会資本整備総合交付金の中でご支援をしていくということを思っています。

もう一つあるのが、実は、都道府県とか市がこの土地を買うときに、今、だいぶ悩ましい問題が起きています。それは、やはりお金が足りないということなのですけれども、土地を買ってくれということは、例えばある方がそれを持っておって、先代が亡くなったので、その相続が発生したときに、もうこれ、一つのきっかけなので土地を買ってくれというようなことが結構あるのです。そういうときに、ご案内のとおり、自治体さんの予算で緑に当てられる分というのは、毎年大体こんなものだよね

と決まっていたりしますので、一気にたくさんの土地が買取対象として出てきて、それを突然、一発で買えますかというと、なかなか買えない場合もあるのです。ちょっといろいろお聞きをしてみますと、平均すると大体7、8年は、全部買い切るまでにお待たせをしてしまっている。2、3年予算化にかかって、5年ぐらいでちょっと分割して買いますみたいなことが、結構多くの自治体さんで起こっているようです。それでは非常に困るよね、ということもあるので、今回、指定法人の制度を準備したいな、と思っています。

左下に、都市緑化支援機構という形で出てきますけれども、緑地の所有者さんから求められたときに、この緑化支援機構が一発で土地を買いますと。ただ、本来これは自治体さんが持っていなければいけない土地ですので、例えば10年以内ぐらいのうちに、何年かに分けて自治体さんが機構から買い戻していく。それをすることで、地権者さんは一発で買ってもらえるし、自治体さんは地権者さんを不安にさせる、あるいは不満を持たせるということがなくて済む。いずれは自治体さんが自分で買い戻すけれども、その中間的なプロセスとして、この都市緑化支援機構が入ることで、皆さんのお手伝いをする。今回、そういう仕組みを考えています。

もう一つあるのが、この都市緑化支援機構というのは、非常に専門的な知識を持っている団体であることが期待されるので、買い取って、一時的に預かっているうちに、先ほど見ていただいたこの機能維持増進事業という仕事をしてあげられます、ということになります。これをやると何が良いかというと、これは川崎市さんのイメージが書いてあるのですけれども、なかなかこういう事業を施す前というのは、荒れてしまって足の踏み場もない、みたいな場所だったりします。そういうところについて、しっかりこの機構が手入れをすることで、一般のボランティアさんとか、NPOさんとか方が日常の維持管理がしやすくなる。そういうメリットが出てくると思います。

そうすると、こういう方々に活動の場として、先ほどの人の輪も含めてご提供ができるということもありますし、もう一つは、自治体さんにとってみると、この日常に維持管理に、活動の場を提供しつつ、こういう方々のお力を借りるということもあるので、普通だったら、誰かに頼んでやっていた部分を、この人たちと協力をしながらやっていくことで、維持管理費がだいぶ節減できるという、副次的な効果もあるのではないか、そんなふうにも思っています。その姿をイメージ図で見ていただくと、緑地の質というのが上がりますし、管理コストというのは今後下がっていくと、そんなことが期待できるのではないかな、というふうに思います。

ちなみに、この買い取るときの原資なのですけれども、都市局で都市開発資金という資金、これは、毎年予算措置をいただくものなのですけれども、ここから無利子で貸し付けをするということを考えています。

そのような形で、支援機構のお仕事というのを新しく作っていきたいな、と思うのですけれども、そこで一番大きいのは、この買い入れをやっていくこと。それから、後で出てくるのですけれども、国土交通大臣の民間事業者の認定ということ、良い緑地を認定することで裏書をする、というようなことを考えているのですが、そういったところに対する無利子貸付ということも、考えていけないかなと思います。

もう一つは、ここの都市緑化支援機構が一時的に買って、それを自治体が買い戻すのですけれども、その後の管理ということも、やはりしっかりやっていかないといけない。自治体に所有権が移った後も、しっかり管理ということをやっていかなければいけないので、全国のいろんな団体とつながりを持って、その住民団体さんにアドバイスをするというようなことだったり、有効な調査をするということだったりとか、参加してくださいねという広報活動をするとか、そういったところというのが非常に大きく期待される役割なのかな、というふうに思っています。

今までが、自治体さんへの支援ということで、お聞きをいただきました。次は3番目の柱です。3番目は、民間の企業さんに、ぜひ緑地の創設にお力添えいただきたいということで、この概要というところにありますけれども、良い緑というのを国土交通大臣が評価して認定をする、という仕組みを考えたいと思います。では、良い緑とは何なのかというと、それは、指針というのを国の方で作りまして、それに該当したら良い緑として認定をしますよ、と考えています。後でこの認定の仕組みについてはもう少し詳しくお話をさせていただきたいと思うのですけれども、今回は、民間の力をお借りす

るという意味で、この都市緑地法上の大臣認定に加えまして、もう一つ、都市再生特別措置法上の大臣認定も新しく加えたい、と思っています。これは、脱炭素化の意識が主なのですけれども、民間都市開発機構（民都機構）を通じた金融支援を考えていまして、ここは、例えばCO2を吸収しますとか、再エネを利用します、緑を増やします、そういう開発に対して、民都機構が金融支援を行う。そのための認定というのを別途新たに設けたいな、と考えています。

３．緑地認定の考え方

以上が法律の主な概要になるのですけれども、多分今日お聞きをいただいている方の中には、では、この緑地の認定というのは、どのような考え方でもって、あるいはどのようなものを対象に認定をしていくのか、ということにご関心をいただいている方も多くいらっしゃるかなというふうに思いますので、ここからは、今考えている内容を少しご紹介をしたい、と思っております。

最初にご覧いただいているのは、いわゆるお手本になるような事例ということで、大手町の森だったり、このMUFG PARKさんというのは、元々企業さんの研修所だったとお聞きしていますけれども、これをグラウンドにしたりとか、そういう形で再整備をして、一般の方にも開放されている、とお聞きをしています。この左下のCITIZENの森というのは、元々工場をお持ちだったところに、これを緑化して、だいぶ素敵な緑地に変えて展開をされているというふうにお聞きをしております。それから、企業さんということだけではなく、クリニックさんみたいなところだと、こんな形でという活用方法もされているようです。

どういうところを評価するかというのは、先ほど見ていただいた３本の柱というのが大きいのかなと思っています。例えば、大手町の森さんで言えば、生物多様性ということで、実際にこれはここで観測がされる鳥だとか植物ですけれども、どれだけ多様な生き物がいる環境がつくれるかということもあります。気候変動の部分では、クールスポットがきちっとつくれるか、あるいは人の幸せということでは、人々のストレス緩和とか、リラックスに効果があるか、そういったことを見ていくのだろうというふうに思っています。

それをもう少し模式図的に表させていただいたのがこれになるのですけれども、やはりメインにこの３本柱があります。それと、やや細かくなるのですけれども、土台の部分として、その土地独自の特性をきちっと捉えていますか、ということもあります。さらに、今回、非常に大きな話としては、この認定を受けた瞬間だけではなく、何年後かもきちっとその良い緑が維持されるようなマネジメントやガバナンスというのが効いてますかと、そういうことも見ていくのかなというふうに思っています。

どのようなところが対象なのか、というところなのですけれども、これは大きく２つあります。新しくまっさらに何も無いところから緑地を創出するというのもありますし、今、緑地が既にあって、それをガバナンスを向上させていくとか、しつらえも少し変えていくとか、樹枝のバランスを整えるみたいなことも含めてなのですけれども、今ある緑地の質を上げていくというものも対象にするのかな、というふうに思っています。それから、対象のエリアは、全国の都市計画区域の中なのかな、というふうに思ってます。どういう人が主体なのですかというと、地権者さんというのが基本かと思うのですけれども、この地権者さんから同意をいただいて、ここで事業をするという方も、この対象になるのかな、と思っています。

先ほど、ずっと将来も含めたマネジメントということも大事ですと申し上げたのですけれども、基本的には期限を設けようかと思ってまして、これが５年かなと思います。それと、毎年の定期報告をいただいて、きちっと見ていくということが、これからの緑地管理には大事ではないかと思っています。

それから、評価の方法なのですけれども、これは今の検討会議を、有識者の方に入っていただいてやっているところなのですけれども、この３本柱の中で、必須項目と選択項目というところで、40項目くらいで点数化をしていくのかな、と思っています。いろんな要素で全部足すと、55ぐらい、先ほどのマネジメントとかガバナンスではないところまでで見ると、40項目くらいになるのですけれども、この中に必須項目と選択項目というのが入ってくると。それから、そのベース項目ということで、マネジメント、ガバナンス、あるいはその地域特性の把握というのを15項目くらい、これはもう全部必須にして、というようなことだろうなと思

います。それを点数化して、積み上げて認定したものが、AAA から A ぐらいまで、そういうことが一定のラインを越えたものが認定、ということになるのですけれども、その中でもさらにグレードがあるということを考えてはどうか、と思っています。

こういったことを今ご検討いただいているのが、この検討委員会の有識者の先生方なのですけれども、特徴的なのが、環境とか造園の専門家の方もいらっしゃれば、認証そのもの、認証の仕組みの専門家の方もいらっしゃいますし、実務をやっておられる経済人の方も入っていただいておりまして、こういういろんなご知見をバランスよく組み合わせて、制度が作っていければな、と思っております。

４．緑地認定の今後の展開

最後の項目として、緑地認定について、今後どんなふうに展開をしていきたいかということもお話をさせていただきたい、というふうに思います。

背景として、一番われわれが思っているのは、これ、大臣の認定をつくったからといって、それがそのまま皆さんにものすごく注目をいただいて、世の中で使われるものになるということになれば一番良いですけれども、全く新しい制度ですから、使われる必然性、使っていただく必然性というのは、非常に大事だろうなと思っています。そこを狙っていくのは、短期と長期の話もあるのかなというふうに思っているのですけれども、しっかりもちろん制度を知っていただくということでもあるのですけれども、短期的には、この制度が、事業が認定をされれば、都市緑化支援機構、先ほど見ていただいた緑の部分に対する無利子貸付はお役に立つかな、と思います。

一方でそれだけではなく、やはりこれまでいろんな銀行さんだとかの調査結果などを見ていますと、例えば既存の認証制度などで見ますと、その認証を受けたと、この方が賃料が上がってきているとか、あるいはこっちを見ていただくと、賃料が上がってきているという話もありますし、もっと言うと、資金調達が、良い緑に投資をするので、グリーンボンドによって資金調達をしている、みたいなことも出てきておりますので、長期的には、こういう認定を取っていることが、市場からお金を集めるということだったりとか、賃料が高く取れるとか、あるいは場合によっては早くテナントが入ることで空室期間が短くて済むとか、そういったことも含めて、お役に立っていったらいいかなと思っています。

もう一つ、国際的な、と書いてありますけれども、やはり G7 とかでも、この前、都市大臣会合でこんな仕組みを考えているというのは、去年既に発表も共有もしてますし、これから OECD とか、いろんな 2 国間とか、そういうところでも、日本はこんなことを、こんな哲学でもって考えますよ、というものはどんどん売り込んでいきたいな、と思っています。もう一つは、TNFD だったりとか、いろんな国際基準がありますけれども、これとの連動を強めるということで、この大臣認定を使っていただくというインセンティブを強めていきたいな、というふうに思います。

その一つ目ですけれども、GRESB。釈迦に説法の方もいらっしゃる、よくご案内の方もいらっしゃるかと思うのですけれども、われわれが今言っていた大臣認定というのは、プロジェクト単位を評価するものですけれども、この GRESB というのは、企業そのもの、コーポレートを評価するものだというふうに理解をしています。その中で、例えば緑に配慮するような良い物件、開発をいっぱい持っていれば、そのコーポレートとしての評価が上がりますよということが、この右側に書いてある。そうだとすると、コーポレートとして、投資先として選ばれやすいということもありますので、そういったことの、例えば今の既存認証で言うと、LEED とか、CASBEE とか、こういうものは、GRESB の評価対象になるということになっているので、この仲間に加えていただけるようなことを、これからしっかり交渉をしていくのかな、と思っています。

もう一つは、TNFD という、去年の秋に一般的な基準というのができたかと思うのですが、例えば不動産業界だったりとか、製造業だったりとか、これからセクター別の基準というのが固まってくると理解をしていますけれども、この中で、われわれとしては、この大臣認定を取ったのなら、その取ったということを TNFD の開示のレポートの中に書いてもよいのではないのかみたいなことが、うまく紐づけられないかなと。そのようなことも含めて、この TNFD の関係者にアプローチをしていっているところです。

そういったことも含めて、いろんな国際認証との連動を深めていきたいというふうに思うのですけれども、一つ見ておいていただいてもいいかな

と思っているのは、今、既存の認証制度というのは、民間が主体でやっていらっしゃるものが結構あります。これともうまく共存をしていきたいというのがわれわれの思いです。SEGES だったり、ABINC だったり、J-HEP だったり、CASBEE だったり、DBJ Green Building、それぞれの良さというのを持っておられると思うのですけれども、これは緑だけを対象にしているのもあれば、建物も含めて対象におられるようなものもあるかと思います。われわれが認識しているのは、どういう射程をそれぞれが持っておられるか、それは、例えばABINC とかJ-HEP みたいなものというのは、生物多様性のところを主にターゲットに当てておられるのかなと思うのですけれども、今回われわれが作っていきたい仕組みというのは、気候変動だったり、Well-being、こういうところも射程にしていきたいな、と思っています。

一方で、緑を中心に見ている SEGES という既存の仕組みがあるのですけれども、これともうまく併存していきたいと思っているのですが、ここをもう少し定量性を上げていくということだったりとか、国際的なてこ入れをしていくとか、あるいは、定期的にいろんな報告をしてもらって、5 年間でとか、そういう将来のマネジメントをどう見るかとか、そういうところを少してこ入れをしていくというのは、あり得るのではないかな、というふうに思います。それから、SITES というのは、別途 3 つを見ておられる評価項目だと思うのですけれども、これと比べた場合に、大臣認定の方は、日本の独自性みたいなことを評価基準の中により入れていければいいかな、そのようなことも思っているところでございます。

これはSEGES の例とか、ABINC の例で挙げていますけれども、さっき見ていただいた CITIZEN の森さんというのは、お話を伺ってきたのですけれども、元々工場という、お金を生んでいたところを緑にするというのは、確かに気持ちはいいのだけれども、経営的にはどうなのかという声も、全くなくはなかったということなのですけれども、こういう認証を取って、ある種、褒められたということが、社内もそうですし、株主さんとかにも理解が深まったということをおっしゃっていただきました。それから、大手町の森さんでも、やはりサステナビリティレポートの中でしっかり目標に掲げて、それがこんなふうに取得しましたよということをお話をされたら、だいぶ色んな方面からの見る目が変わった、というようなこともお話をしていただきました。そういったこともあるので、複合的な要因を組み合わせて、先ほどのような経済的な実利が出てくるという状況に、ぜひ流れやサイクルを持っていきたいのですけれども、それに加えて、関係者の納得感、満足感、評価というものも、併せて高めていけると素晴らしいのかな、ということを思っています。

あと少しの時間をいただいて、環境省さんも、実は今回、生物多様性の増進活動促進法という法律を出していまして、これも国会で通していただいていますので、少し、良い機会なので、ご紹介をしたいなというふうに思います。

これは、自然共生サイトということを、一言で言うと法制化したいということで、既に先行してやっておられたものを法制化するという大きな目標だというふうに思っているのですけれども、私の理解しているところでは、自然共生サイトは、緑になったところはきちっと認定をされるけれども、現に緑でない所は必ずしも対象でなかったので、今回の法律では、こういう所も、取り組みの内容がしっかりしてるからいずれ緑が豊かになるでしょうと、そういうことも含めて、評価の対象にしたいというようなことで聞いています。これは、椀子（まりこ）ヴィンヤード、長野県のキリン HD さんの所です。ブドウ畑ですけれども、このようなものが例として挙げられているということで、こういうものを評価するということかと思います。

そうすると、国交省と環境省でそれぞれ仕組みがあって、どんなふうにこれを捉えていけば良いのか、両者の関係性というのはどうなのか、という疑問も生じるかなと思うのですけれども、われわれとして考えていますのは、左側が今回のわれわれの仕組みになるのですけれども、先ほど都市計画区域と申し上げた、基本的には街の中というのが、われわれの担当かなというふうに思っています。一方で、環境省さんは、国土全体が守備範囲になるということなのですけれども、国交省の方は、認定の中で、この生物多様性に加えて、気候変動だったり、Well-being、この 3 本柱というのをしっかりバランスよく見ていく、というのが特徴であろうかなというふうに思います。環境省さんは生物ということでやっていますので、そうなると、この真ん中の紫の重なりの所は、それぞれに、お互い行

き来できる方が良いよね、ということが考え方としてあります。法律でもそこの連携というのはうたわれているのですけれども、できるだけ基準を合わせられるところは合わせていくことはしっかり考えていく、そんなことも思っているところでございます。

国土交通省

まちづくりGXに向けた
都市緑地法に関する政策動向

令和６年６月１１日

国土交通省　都市局都市計画課
鈴木 章一郎

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

本日お話しすること

国土交通省

1. 法律の背景
2. 法律の内容
3. 緑地認定の考え方
4. 緑地認定の今後の展開

本日お話しすること

国土交通省

1. 法律の背景

2. 法律の内容

3. 緑地認定の考え方

4. 緑地認定の今後の展開

3

都市における緑地の現状

国土交通省

世界主要都市と比較して日本の大都市の緑地の充実度は低い。
また、都市における緑地は減少傾向にある。

世界主要都市の緑地の充実度

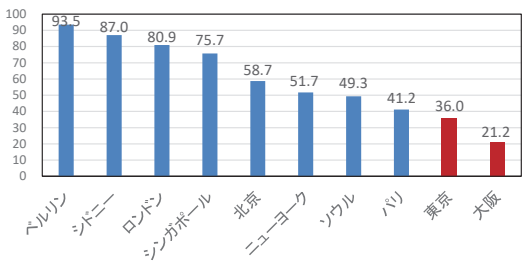

出典：森記念財団「世界の都市総合ランキングYEARBOOK2022
指標の定義：①Numberoの‘Pollution’における対象都市の‘Quality of Green and Parks’のスコア、
②衛星画像をもとに推計した対象都市における緑被率　のデータを指数化したものの平均値
※Numbeoは、50万人以上のユーザーのロコミ情報に基づき、物価や治安の良さをはじめとする生活関連情報が集まるデータサイト

＜順位＞（全48都市中）

ベルリン	シドニー	ロンドン	シンガポール	北京	ニューヨーク	ソウル	パリ	東京	大阪
2位	7位	11位	13位	24位	28位	31位	38位	41位	46位

横浜市の緑被率の推移

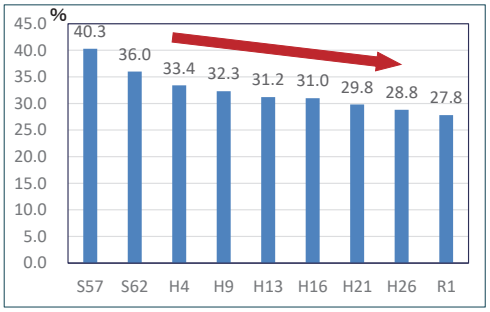

樹林地面積の推移

平成26年　7，383ha　→　令和元年　7，281ha　（102ha減）

令和元年度緑被率の調査結果について（横浜市）

4

都市における緑地の現状（A市の民有林面積の推移）

国土交通省

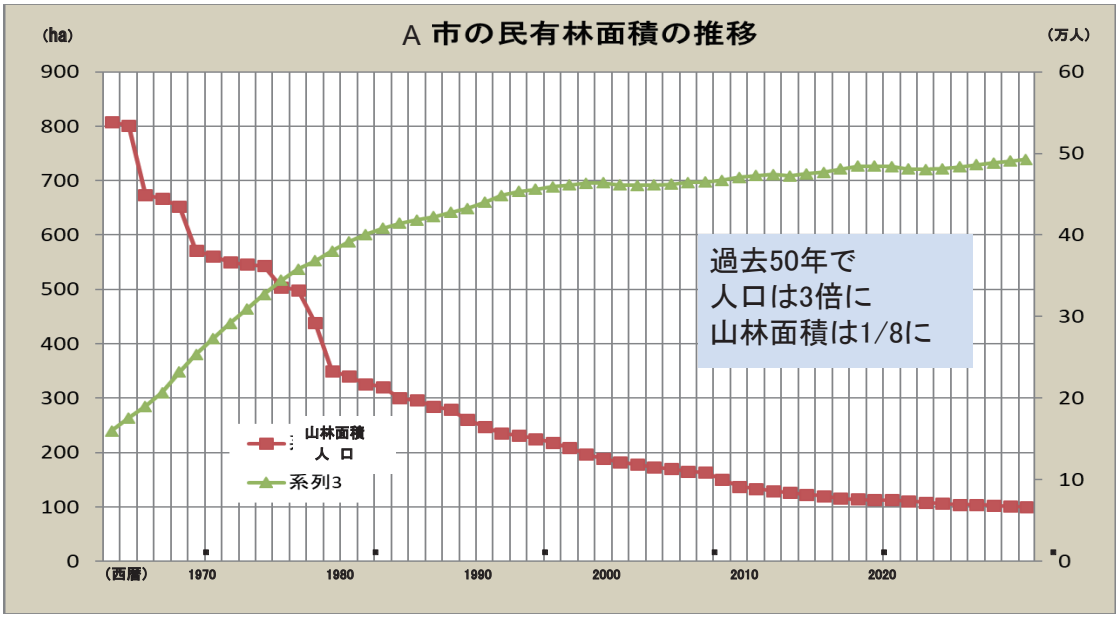

5

全国の緑被率

国土交通省

○ 全国の市街化区域等の緑被率について、「JAXA高解像度土地利用土地被覆図」等のオープンデータを用いて把握。

○ 最新※の全国の市街化区域等全体における緑被率（水域含む）は**23.9%**。

※「2018-2020年データ」（各期間の特定時点ではなく平均的な状況を表したもの）を用いて算出

JAXA高解像度土地利用土地被覆図

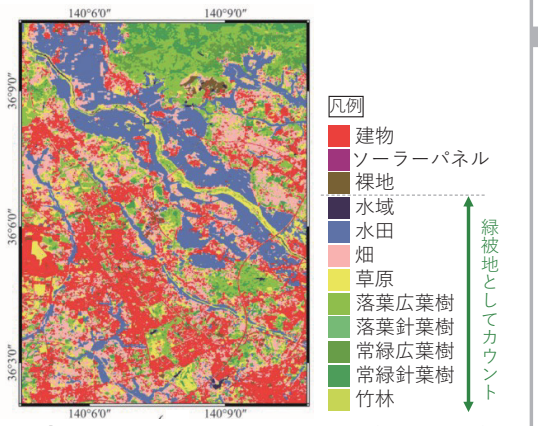

出典：「平山颯太ら(2022).JAXA高解像度土地利用土地被覆図日本域21.11版（HRLULC-Japan v21.11）の作成. 日本リモートセンシング学会. Vol.42 No.3 pp199-216」

「都市計画決定GISデータ」を用いて、全国の市街化区域等内のデータを抽出

全国の市街化区域等全体における緑被率（水域含む）

緑被率 **23.9%**
（水域含む）
（2018-2020年データ）

【参考】「2006-2010年データ」を用いた全国の市街化区域等全体における緑被率（水域含む）は「29.9%」。※ただし、「2006-2010年データ」と「2018-2020年データ」とでは用いた衛星データや被覆分類等が異なることに留意。

出典：「渡邊敬史、岩本英之、金甫炫ら（2023）.オープンデータを用いた緑被率及びグリーンインフラの機能評価に関する調査研究.応用生態工学会」を参考に算出

【使用データ】
・JAXA高解像度土地利用土地被覆図（日本域10m解像度）（対象年代：「2006-2010年データ」及び「2018-2020年データ」）
・国土交通省「都市計画決定GISデータ」（対象地域：市街化区域等（用途地域が定められた地域））

6

我が国の緑地の充実度が低い要因（仮説含む）

国土交通省

（都市への急激な人口流入）

- 我が国においては、戦後の経済発展に伴い、都市への人口や産業の集中が急激に進んだことにより、都市において、人口密度の高い、稠密(ちゅうみつ)な土地利用が行われてきた。
- この際、都市の緑地は、一般的に収益につながらないことから、緑地が住宅用地等へ転化した。

（手近な自然への甘え？）

- 「手近にあり過ぎた美しい自然に溺(おぼ)れて居たこと、その為(た)めに公園や緑地を必要とする世論が生まれて来なかったこと、等が考えられる」

（東京農業大学元教授の佐藤昌氏：建設省計画局施設課 初代課長）

7

都市の緑地の効用

国土交通省

○ 都市の緑地は、美しい景観の形成、温室効果ガスの発生やヒートアイランド現象の緩和、災害時における避難路・避難場所等の形成、雨水の流出抑制機能の発揮、身近に親しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場、野生生物の生息、生育環境の確保など多様な効果を有している。

都市緑地のグリーンインフラとしての23機能（効果）

ニーズ	グリーンインフラの機能（効果）
環境共生社会	1　ヒートアイランド現象緩和
	2 温室効果ガス吸収
	3 都市における生物多様性の確保
	4 大気浄化
	5 水質浄化
	6 地下水涵養
	7 環境教育、自然とのふれあいの場
	8 再生可能エネルギーの活用
安全・安心	9 都市水害の軽減
	10 津波被害の軽減
	11 大規模火災発生時の延焼防止
	12 避難地・復旧活動拠点・帰宅困難者支援
	13 災害伝承・防災教育の場
健康・福祉	14 緑の景観形成によるストレス軽減、森林セラピー
	15 子どもの遊び場・子育支援
	16 散歩、健康運動の場、介護予防
地域コミュニティの醸成	17 コミュニティ（ソーシャルキャピタルの醸成）
	18 人の集う場、地域の活動の場
	19 地域の自然観・郷土愛の醸成
経済・活力維持	20 良好な環境・景観形成による不動産価値の向上
	21 良好な環境・景観形成による都市の魅力・競争力向上
	22 都市農業の振興
	23 観光振興

国土技術政策総合研究所R3報告書より

都市緑地の機能のイメージ

8

気候変動対策に資する緑地（レジリエンス、ヒートアイランド対策）

国土交通省

○気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化が懸念される中、都市のレジリエンスを高めることが重要。特に水災害に対しては、あらゆる関係者が協働する「流域治水」が重要であり、緑地が有する雨水貯留浸透機能の一層の活用が期待される。

○ヒートアイランド対策の1つとして、緑地の確保等による地表面被覆の改善や冷気の発生源となる緑の拠点の形成が有効。また、冷涼な風の効果を維持するため、「風の道」を確保することと連携して、周辺の都市空間の緑化等の対策を講ずることも重要。

緑地における雨水貯留浸透

街区における治水対策における緑地保全イメージ

（事例） レインガーデンの整備

降雨時に雨水を一時的に貯留し、時間をかけて地下へ浸透させる機能を有する地盤の整備や地表面に植栽を実施。

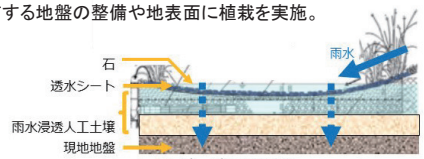

レインガーデンの構造例

緑地における冷涼な空間、風の道形成

緑地・緑化による都市の冷涼空間の形成

（横浜市） 石舗装部とケヤキ広場下で5℃の気温差を確認

緑陰と雨水浸透基盤の造成により、冷涼な空間を形成

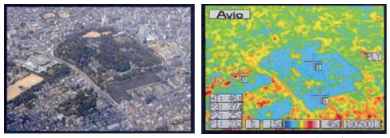

（和歌山市） 公園内と周辺で1.5～2.0℃の気温差を確認

まとまった緑地は冷気の固まりを形成し、周囲に冷たい空気がにじみ出す

緑のネットワーク形成による冷涼な風の維持

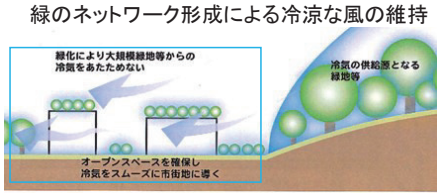

都市内緑地からの移流・にじみ出しを導く「風の道」

出典：ヒートアイランド現象緩和に向けた都市づくりガイドライン

東京・名古屋・大阪の3都市平均と15地点平均の年平均気温偏差の経年変化

国土交通省

東京・名古屋・大阪の年平均気温は1940年頃から2020年までに2．0℃以上上昇し、都市化の影響が比較的小さいとみられる15地点年平均気温も1．0℃以上上昇している。

東京・名古屋・大阪の3都市平均と都市化の影響が比較的小さいとみられる15地点平均の年平均気温偏差の経年変化及びその差の経年変化（1927～2022年）

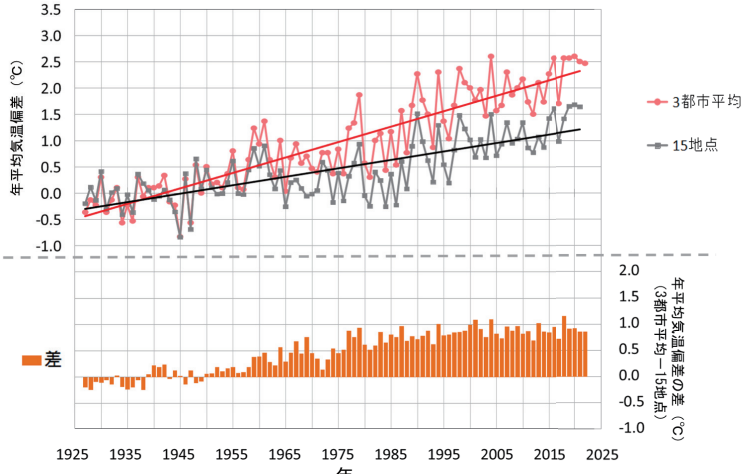

15地点：観測データの均質性が長期間確保でき、かつ都市化等による環境の変化が比較的小さい地点から、地域的に偏りなく分布するように選出した15地点
（網走、根室、寿都、山形、石巻、伏木、飯田、銚子、境、浜田、彦根、多度津、宮崎、名瀬、石垣島）の平均

出典：気象庁HP（**ヒートアイランド現象：観測データ編**）

都市の樹木被覆率とヒートアイランド現象による死亡者数の関係

国土交通省

- 都市における樹木被覆率の向上が夏期における都市の気温を低減し、死亡者数を減少させることを示す論文が、世界で最も評価が高い医学雑誌のひとつであるランセット誌に掲載（2023年2月）。
- 同論文においては、**都市の樹木緑覆率を30%にすることで、0.4℃の気温低減**が図られると推定され、**ヒートアイランド現象による死亡者数を39.5%低減**できることが示されている。

ヒートアイランド現象に起因する可能性のある早期死亡者数/10万人あたり

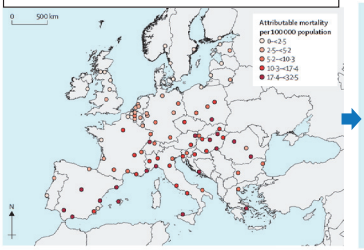

樹木被覆率を30%にすることでの平均冷却

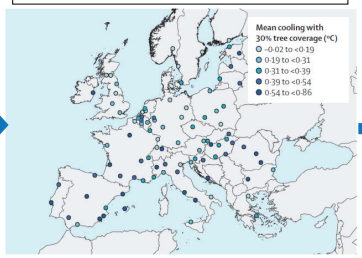

防ぐことのできる早期死亡者数/10万人あたり

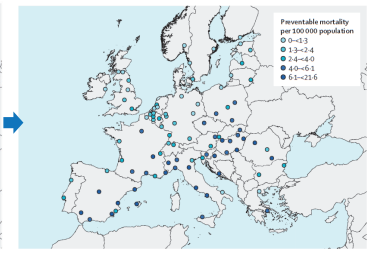

研究手法
- ヨーロッパの93都市において、20歳以上の成人の全死因死亡率に対するヒートアイランド現象の影響について、2015 年夏（6月1日から8月31日まで）の定量的な健康影響評価を実施。
- 各都市の樹木被覆率を 30% に高めた場合に生じる気温の低下を推定し、その結果防止できる可能性のある死亡者数を推定。
- 全ての解析は高解像度のグリッドセルレベル (250m × 250 m) で実行。

結果（概要）
- 研究対象地のヒートアイランド現象による都市気温上昇の平均は 1.5℃と推定。
- ヨーロッパの93都市の合計で6,700人の早期死亡がヒートアイランド現象に起因する可能性ありと推定（夏期死亡者数全体の4.33%）。
- 樹木被覆率を 30% にすると都市を平均 0.4℃冷却すると推定され、2,644人の早期死亡を防ぐことができると推定（夏季死亡者数全体の 1.84%）。

※対象都市の平均樹木被覆率は14.9%

出典：Tamara Iungmanほか, Cooling cities through urban green infrastructure: a health impact assessment of European cities, Lancet. 2023 Feb 18;401(10376):577–589

11

緑地の保全による生物多様性保全への貢献

国土交通省

〇我が国では、「生物多様性国家戦略2023–2030」において、30by30の目標達成に向け、保護地域とOECMの指定を進めることとしており、このうち、特別緑地保全地区は、保護地域の一つとされている。
〇特別緑地保全地区の指定要件の一つに、動植物の生息地又は生育地があり、ホタルの生息地となる谷戸や希少な動植物が生息・生育する湿原など多様な緑地が指定され、生態系の保全に寄与している。

保護地域

〇陸域及び内陸水域
生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域

想定される保護地域：自然公園、自然海浜保全地区、自然環境保全地域等、鳥獣保護区、生息地等保護区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、保護林、緑の回廊、天然記念物、都道府県が条例で定めるその他保護地域

OECM

保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM : Other Effective area-based Conservation Measures）。30by30を達成するための中心施策の一つ。

特別緑地保全地区の指定の要件

①無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの

②神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの

③次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの
・風致又は景観が優れているもの
・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの

春日町ヒメボタル特別緑地保全地区（大阪府豊中市）

ヒメボタル発生数の推移

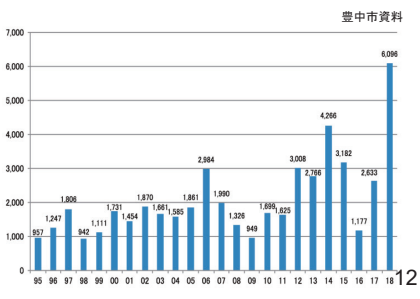

12

都市の緑地がもたらすWell-beingの向上

国土交通省

こども・子育て世帯への影響

■ 都市の緑地は**自然とのふれあいの場、環境教育の場、遊び場**など、こどもの健全な発育に不可欠な空間を提供する機能を持つ。

・地域の子供が自然とふれあう場

屋上庭園での田植えイベント

・環境教育の場

・遊び場

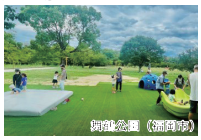

■ 民間の調査結果によれば、近年、「今後**住み替えたい住宅**の希望条件」として「**周辺に大きな公園や緑地**がある」ことが求められている。

全体の13%が「周辺に大きな公園や緑地がある」ことを希望。
うち「6歳以下の子供を持つ世帯」に絞ると、22%が希望。

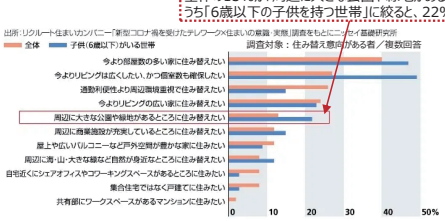

出典：「新型コロナ禍を受けたテレワーク×住まいの意識・実態」調査（2020年５月 (株)リクルート住まいカンパニー）
「視界に入る「みどり」が住宅賃料に及ぼす影響」（2020年11月 ニッセイ基礎研究所・(株)LIFULL）

オフィスワーカーへの影響

■ **自然環境の要素を取り入れた空間デザイン**（バイオフィリック・デザイン）をオフィス等に反映することで**従業員の幸福度・生産性・創造性の向上が期待**。

←**Amazon Spheres**
(Seattle, Washington, USA)
ワークスペースである球体内部、外溝部へ多様な自然を取り入れている

左写真出典：テクノロジーニュースサイトGeekWire
右写真出典：VOX MEDIA https://seattle.curbed.com

出典：参考資料 グリーンインフラの事例（令和元年７月、国土交通省）

■ オフィスの**窓から見える緑が、認知機能の回復をもたらす**という研究結果。

オフィスビルの執務室の窓からの眺望が、執務者へどのような生理的効果をもたらすか調査。
①窓から緑が多く見える場合、②窓から緑が見えない場合、③窓が閉鎖されている場合のそれぞれで短期記憶テストを実施したところ、①のケースで正答率が最も高かった。

出典：伊藤浩士ほか(2022),都市型オフィスにおける窓面を通じたバイオフィリアによる心理・生理的効果

■民間の調査結果によれば、近年、**オフィスの要件**として「**緑が多い**」ことが求められている（22%）。

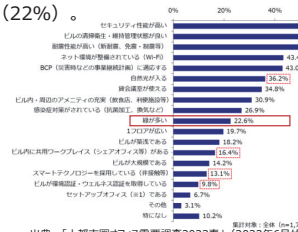

出典：「大都市圏オフィス需要調査2023春」（2023年6月ザイマックス不動産総合研究所）

（参考）都市緑地における雨水貯留浸透機能に関する研究

国土交通省

○**緑地は**、都市において**雨水を貯留し、又は地下に浸透させる機能**を有しており、都市における治水対策の一つとして重要。
○既往研究においても、裸地や造成地に比べ樹林地や農地等の緑地が雨水浸透機能を有することが明らかになっており、**緑地を増加させることで浸水域面積を減少させる**ことがシミュレーションにより示されている。

都市緑地による内水氾濫抑制効果

・裸地・造成地に比べ、緑地の方が雨水の土壌浸透量が大きく、特に高木層から低木層まで階層構造がある樹林地の方が大きい。

・土地被覆ごとの雨水の土壌浸透量をもとに、神田川上流域における雨水浸透量、内水氾濫による浸水域面積をシミュレーション。

現在の緑地の状況に比べ、新たに緑地を創出したシナリオ（住宅地・公共施設における緑化等）では、雨水浸透量が増加、浸水域面積が減少しており、内水氾濫抑制効果があることが確認できる。

土地被覆ごとの雨水の土壌浸透量

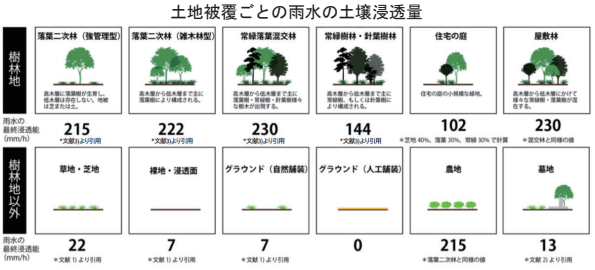

出典：飯田晶子ほか(2015)神田川上流域における都市緑地の有する雨水浸透機能と内水氾濫抑制効果に関する研究

現況の緑地

雨水浸透量
中央値 27.9mm

浸水域面積
113.4 ha

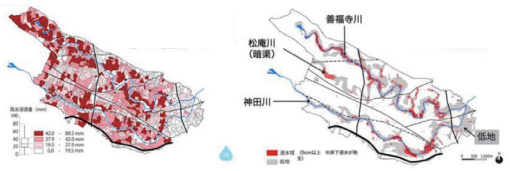

緑地創出シナリオ

雨水浸透量
中央値 37.1mm
（現況 ＋9.2 mm）

浸水域面積
81.2 ha
（現況 －32.2 ha）

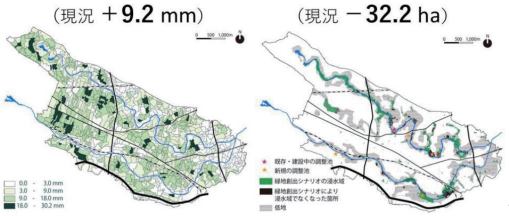

まちづくりGXによる良好な子育て環境の形成

国土交通省

○都市の公園・緑地は、子どもの遊び場、自然とのふれあいや環境教育の場の提供など、こどもの健全な発育に不可欠な機能を有しており、子育て世帯から重要視されている。
○「まちづくりGX」の取組により、都市の緑の質・量の確保を図ることで、良好な子育て環境の形成を推進する。

●住宅及び居住環境について、子育て世帯ほど、「子どもの遊び場や子育て支援サービス」や「公園や緑、水辺などの自然環境」のニーズが大きい。

■調査結果：住宅及び居住環境に関して子育て世帯が重要と思う項目（複数回答）　※H30住生活総合調査

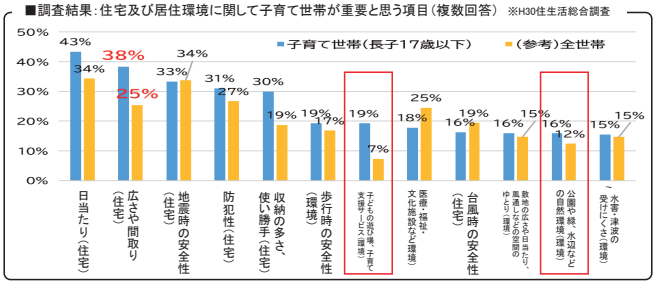

●子育て世帯は、住居の周辺環境のうち、「子どもが安全に遊べる場所がある」、「身近に公園・緑があり、自然に触れる場所がある」ことを重視。

■調査結果：住まいの周辺環境について重要だと考えるもの（複数回答）※R4子育て世帯向けアンケート調査（横浜市）

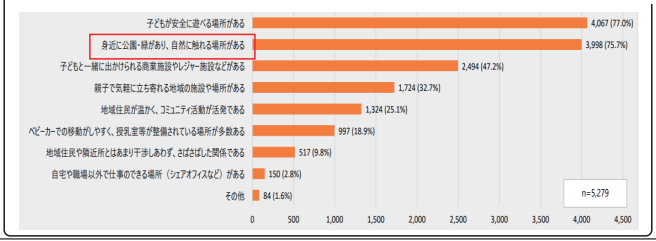

自然環境に対する興味・関心の向上

烏川渓谷緑地（長野県）

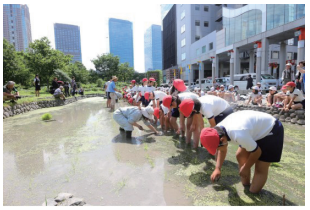

農体験、食育等の場としての活用

新・里山（大阪市）

安全・安心な遊び場の確保

舞鶴公園（福岡市）

15

緑地が健康に与える効果に関する研究

国土交通省

○　緑地が健康に与える効果は、WHOの報告をはじめ、数々の研究発表にまとめられてきている(Hartig et al.,2014; WHO Regional Office for Europe,2016)。
○　緑地の**身体的健康**への効果としては、
　①緑地に**血圧を正常値に近づける働き**が見られること (Iwasaki et al., 2007)
　②緑地の利用により**免疫力が向上**すること (Li et al., 2008; Rook, 2013; Kuo, 2015)
　等が示されている。

緑地が血圧に与える効果

緑地（芝生地及びラベンダー畑）において5分間の座観を行い、座観前後の被験者の血圧等の変化を調査すると、高血圧グループ、低血圧グループ共に血圧を正常値に近づける働きが見られた。

	緑地					
	芝生地			ラベンダー畑		
	高血圧G	正常値G	低血圧G	高血圧G	正常値G	低血圧G
被験者数	4	6	4	4	6	4
最高血圧（mmHg）の変化	-15.0	± 0	+4.0	-30.0	-3.0	+5.0
最低血圧（mmHg）の変化	-1.0	+0.5	+0.8	-11.0	-1.0	+1.5

出典：岩崎 寛・山本 聡・石井麻有子・渡邉幹夫(2007)都市公園内の芝生地およびラベンダー畑が保有する生理・心理的効果に関する研究

緑地が免疫系に与える効果

森林浴体験により血液中のNK細胞（免疫力向上に関与する細胞）の活性度及び細胞数が増加し、その効果が継続が見られた。
（森林の揮発性物質濃度を計測すると、NK細胞の上昇等に一部寄与していると考えられるフィトンチッドが検出。）

Effect of the forest bathing trip on NK activity.
森林浴がNK細胞の活性化に与える影響

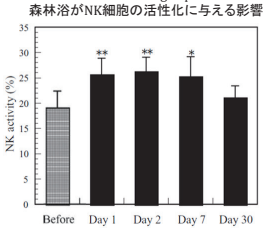

on the percentage of NK cells.
森林浴がNK細胞の数に与える影響

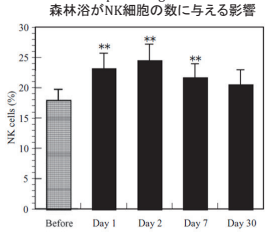

出典：A forest bathing trip increases human natural killer activity and expression of anti-cancer proteins in female subjects(Li et al., 2008)

16

我が国の緑地の充実度が低い要因（仮説含む）＜再掲＞

国土交通省

（都市への急激な人口流入）

- 我が国においては、戦後の経済発展に伴い、都市への人口や産業の集中が急激に進んだことにより、都市において、人口密度の高い、稠密(ちゅうみつ)な土地利用が行われてきた。
- この際、都市の緑地は、一般的に収益につながらないことから、緑地が住宅用地等へ転化した。

（手近な自然への甘え？）

- 「手近にあり過ぎた美しい自然に溺(おぼ)れて居たこと、その為(た)めに公園や緑地を必要とする世論が生まれて来なかったこと、等が考えられる」

（東京農業大学元教授の佐藤昌氏：建設省計画局施設課 初代課長）

17

都市緑地を取り巻く昨今の動き

国土交通省

気候変動対応、生物多様性確保、コロナ禍を契機としたWell-being向上等の課題に対して、緑地の持つ機能に新たな期待

気候変動対応

地球温暖化対策計画（2021年10月閣議決定）

〇吸収源対策としての都市緑化等

（目標値）2030 年度 ：124万t-CO2

〇企業経営等における脱炭素化の促進

・TCFDの取り組み（東証プライム上場基準）

まちなかの暑さ対策ガイドライン（2023年3月環境省）

〇暑熱対策としての地表面や壁面の緑化

→緑量の多い街路樹下では体感温度が7℃程度低減

生物多様性確保

昆明・モントリオール生物多様性枠組 （2022年12月）

〇ターゲット3（30by30）

〇ターゲット12（緑地親水空間）

→生物多様性に配慮した都市計画の確保

〇ターゲット15（ビジネス）

→生物多様性に係るリスク等を定期的にモニタリングし、評価し、透明性をもって開示（TNFDの取り組み）

生物多様性国家戦略 2023-2030（2023年3月閣議決定）

〇都市地域における緑地の適切な保全や生物多様性に配慮した緑地の整備等を推進

Well-being向上

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

〇あらゆる年齢のすべての人々のWell-beingを促進

WHOヨーロッパ地域事務局（2017年）

〇都市の緑地が寄与するストレス緩和やリラックス効果、身体活動、住民の相互交流の促進等の機能がWell-beingの向上に重要

・地球規模課題に対する国際的な目標の達成に向けて、**国の政策**として取り組む必要
・公だけではなく、**民間による新たな緑地の創出**に期待

18

生物多様性確保に関する国際的な動向（昆明･モントリオール生物多様性枠組）

国土交通省

○ COP15（2022年12月、カナダ･モントリオール）において、2030年までの**新たな世界目標である「昆明･モントリオール生物多様性枠組」が採択**されるなど、生物多様性保全に関する国際的な議論が進められている。
○ 2030年までに緊急に取るべき行動として、**「30by30」**や**「緑地親水空間」**、**「ビジネス」**が位置づけられている。

昆明･モントリオール生物多様性枠組の構造

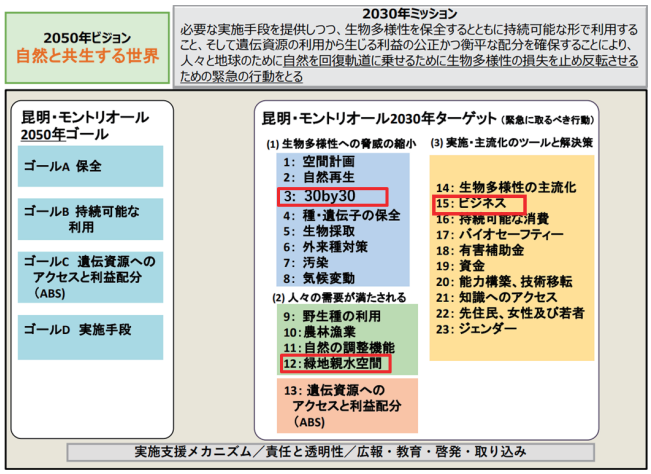

【30by30実現に向けた国内の取組】
国内では、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域（企業緑地、里地里山、都市緑地）を、環境省が自然共生サイト（仮称）として認定する仕組みを検討中。認定地はOECMとして国際データベースに登録することで30by30目標に直接貢献。

ターゲット3（30by30）

2030年までに、陸域、陸水域並びに沿岸域及び海域の少なくとも30%、とりわけ生物多様性と生態系の機能及びサービスにとって特に重要な地域が、（中略）効果的に保全及び管理されることを確実及び可能にするとともに、（後略）。

ターゲット12（緑地親水空間）

生物多様性の保全と持続可能な利用を主流化することにより、都市部と人口密集地域の緑地空間及び親水空間の面積と質、連結性、アクセス及び恩恵を持続可能な形で大幅に増加させるとともに、生物多様性に配慮した都市計画を確保することで、在来の生物多様性、生態学的連結性及び健全性を向上させ、人間の健康と福利及び自然とのつながりを改善し、包摂的かつ持続可能な都市化と生態系の機能及びサービスの提供に貢献する。

ターゲット15（ビジネス）

（前略）事業者（ビジネス）に対し以下の事項を奨励して実施できるようにし、特に大企業や多国籍企業、金融機関については確実に行わせるために、法律上、行政上又は政策上の措置を講じる。

(a) 生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存及び影響を定期的にモニタリングし、評価し、透明性をもって開示すること、これをすべての大企業及び多国籍企業、金融機関については要求などを通じ、事業活動、サプライチェーン、バリューチェーン及びポートフォリオにわたって実施する（後略）

19

30by30ロードマップ（2022年4月公表）

環境省

- **2030年**までに陸と海の**30%**以上を保全（現在：陸域**20.5**%/海域**13.3**%）
- **ネイチャーポジティブ**（生物多様性の損失を止め人と自然との結びつきを取り戻す）
- **地域の経済・社会・環境問題の同時解決**につながる**NbS** (Nature-based Solutions) のための、**健全な生態系**を確保する基盤的・統合的アプローチ

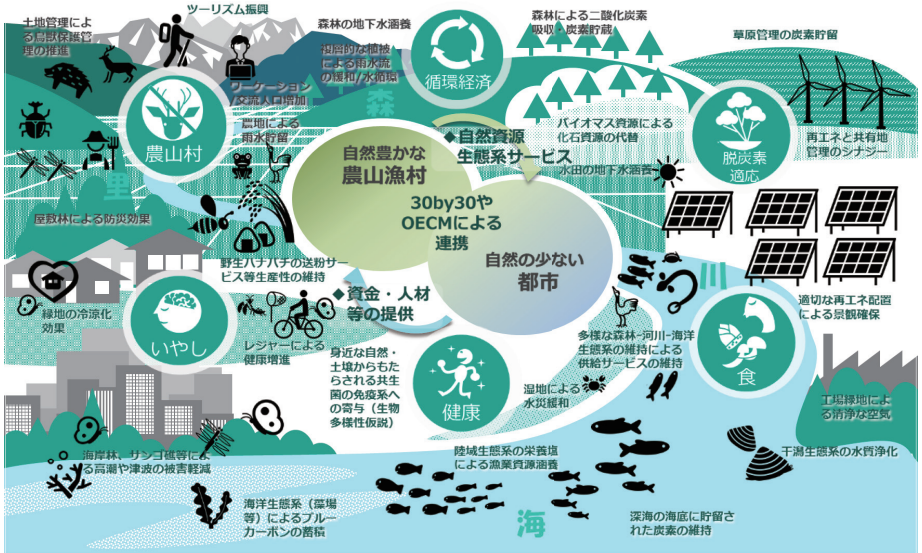

30by30実現後の地域イメージ

20

ESG投資等の世界的・日本における広がり

国土交通省

○ ESG投資とは、従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）要素も考慮した投資。

○ パリ協定やSDGs等を背景に**ESG投資が拡大**。**世界全体のESG投資残高に占める日本の割合は**、2016年時点では約2%にとどまっていたが、2018年には世界全体の約7%、2020年には世界全体の約8%を占めており、**拡大傾向**。

ESG投資残高の動向

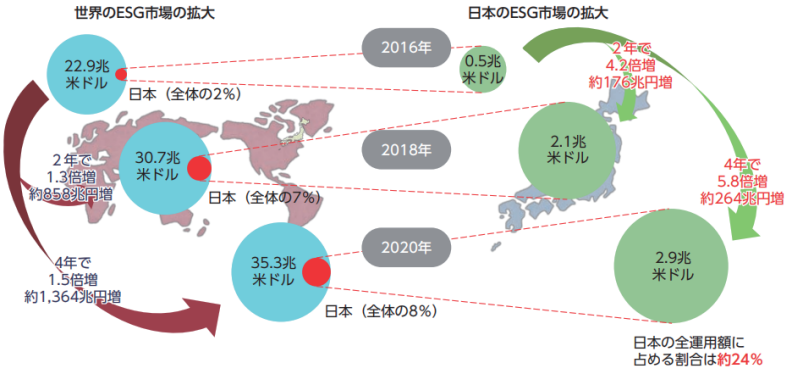

令和４年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

日本でESG投資が急速に進んだ背景には、世界最大の年金運用機関であるGPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）が、2015年にPRI※（責任投資原則）に署名したことがある。

※アナン元国連事務総長の提唱で2006年に設立された、国連がサポートする投資家イニシアティブ。

PRI Principles for Responsible Investment

PRIの6原則

1. 私たちは投資分析と意思決定のプロセスにESG課題を組み込みます
2. 私たちは活動的な所有者となり、所有方針と所有習慣にESG問題を組入れます
3. 私たちは、投資対象の企業に対してESG課題についての適切な開示を求めます
4. 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるよう働きかけを行います
5. 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します
6. 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します

21

気候変動/自然関連財務情報の開示（TCFD/TNFD）

国土交通省

○ TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）やTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）など、**企業による非財務情報を開示する動きが進んでいる**。TCFD提言に基づく開示については、2022年４月以降、東京証券取引所プライム市場上場企業に対して求められている。なお、**TNFDは2023年９月に最終提言（ver1.0）を公表**した。

TCFD（Task force on Climate related Financial Disclosure）

G20財務大臣・中央銀行総裁による金融安定理事会（FSB）への要請をきっかけに、FSBが民間主導によるTCFDを設置。

TCFDは、投資家に適切な投資判断を促すため、一貫性、比較可能性、信頼性、明確性をもつ効果的な気候関連財務情報開示を企業に促すことを目的としており、2017年６月に、自主的な情報開示に関する提言（TCFD提言）を公表。

TCFD提言に対して、世界全体では3,868の企業・機関、日本では1,077の企業・機関が賛同の意を示している。
TCFD提言に基づく開示については、2022年４月以降、東京証券取引所プライム市場上場企業に対して求められている。

各国のTCFD賛同機関数（2022年9月22日時点）

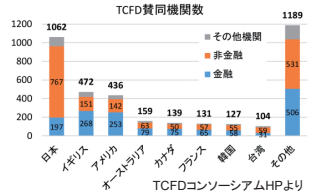

TCFDコンソーシアムHPより

TNFD（Task force on Nature related Financial Disclosure）

2019年１月の世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）で着想。自然を保全・回復する活動に資金の流れを向け直し、自然と人々が繁栄できるようにすることで、世界経済に回復力をもたらすことを目指し、2021年９月に設立。2023年９月に、最終提言（ver1.0）を公表した。

【TNFDの構成】
15カ国から34名が参加しており、日本からはMS&ADの原口氏が参加。また、タスクフォースをサポートするTNFDフォーラムに日本から約180団体が参画。（令和5年12月時点）

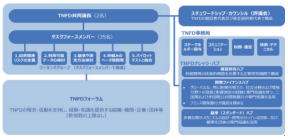

環境省資料より

TNFDでは、自然への依存やインパクトの大きい産業をハイリスクセクターとして提示。インフラもハイリスクセクターに含まれており、今後各セクター毎の評価ガイドラインが提示される予定。

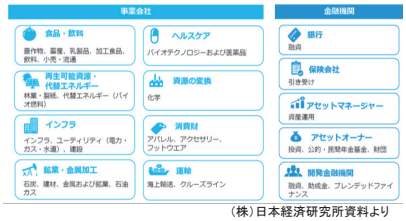

（株）日本経済研究所資料より

22

G７都市大臣会合における議論

国土交通省

○令和5年7月7日～9日に香川県高松市で開催された「G7都市大臣会合」の成果として取りまとめられた「コミュニケ」において、都市の緑地の確保に向けた市場環境整備の重要性等が確認された（14.都市における「緑地と水辺の空間・インフラ」等）。
○また、民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた日本の取組について、大臣会合で紹介されるとともに、ポスター等を展示出展し、関係者への情報発信を実施。

●G7都市大臣会合コミュニケ（仮訳）（抜粋）

「緑地と水辺の空間・インフラ」は、人のニーズと自然を支え、市民の健康とウェル・ビーイングに貢献することで、持続可能な都市を促進する上で重要な役割を担っている。また、2023年G7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケで述べられているように、ネット・ゼロかつ、レジリエントで、循環型の、ネイチャーポジティブな経済の実現にも貢献する。「緑地と水辺の空間・インフラ」は気候変動の原因と影響の両方に対処できる、自然を活用した解決策として機能し、生物多様性の保全や危機に瀕している種の保護、CO2の吸収、暑さへの耐性の向上、洪水管理の強化、自然生態系や都市に対する自然災害の影響の緩和などに役立つ。我々は、以下に記載する土地利用や都市の変革を含む、政策、プログラム、投資を通じて、都市とその周辺地域に「緑地と水辺の空間・インフラ」を確保し、回復することにコミットする。

我々は、インパクト投資やESG投資など、民間セクターの投資を促進・奨励する市場環境を整備できる措置を実施すべきである。グリーン・プロジェクトに関する基準設定は、こうしたプロジェクトへの民間投資を導くのに役立つだろう。

●緑地の確保に関する日本の取組の情報発信

セッション中、国土交通大臣より、都市緑地の確保に関する日本の取組を説明する中で、「民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価のあり方検討会」の「中間とりまとめ」を紹介。

セッションの様子

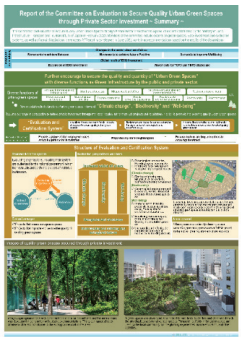

ポスター展示

展示出展の様子

本会合会場の展示エリアにおいて、ポスター等を展示出展し、関係者へ情報発信を実施。

23

政府閣議決定文書における記載

国土交通省

経済財政運営と改革の基本方針2023 ＜2023.6.16閣議決定＞	（グリーントランスフォーメーション（ＧＸ）） まちづくりGXを含むインフラの脱炭素化を更に進めるとともに、森林吸収源対策等を加速する。
新しい資本主義のグランドデザインおよび実行計画 2023年改訂版 ＜2023.6.16閣議決定＞	（持続可能な地域経済社会の実現） ネイチャーポジティブなシステムについては、本年度中の国会提出を視野に入れた生物多様性保全への自主的取組を認定する法制度の検討や、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）等の自然資本の開示に取り組む枠組みに参加する企業への支援、グリーンインフラ、まちづくりGX等を推進するとともに、国民の理解促進に繋がる分かりやすい情報発信に取り組む。
	（再生可能エネルギーの導入拡大） 太陽光発電の適地への最大限導入に向け、関係省庁・機関が一体となって、公共施設、住宅、工場・倉庫、空港、鉄道等への太陽光パネルの設置拡大を進めるとともに、温対法等も活用しながら、地域主導の再生可能エネルギー導入を進める。
国土強靭化基本計画 ＜2023.7.28閣議決定＞	（グリーントランスフォーメーション（ＧＸ）の実現） 地域の防災拠点に設置された非常用電源に再生可能エネルギーを活用する

24

政府閣議決定文書における記載

国土交通省

国土形成計画（全国計画） ＜2023.7.28閣議決定＞	（広域的な生態系ネットワークの形成促進） 多様な機能を有する都市緑地の量・質の確保を通じたまちづくりGX の推進を図るとともに、人口減少による開発圧力の低下を好機と捉え、地域レベルで増加する低未利用土地やコンパクトなまちづくりにより生み出される余剰空間を緑地として活用しつつ、広域的な生態系ネットワークとして、森・里・まち・川・海のつながりを確保し、広域レベルで自然資本の量的拡大・質的向上を図ることが肝要である。
	（森・里・まち・川・海の連環による広域的な生態系ネットワークの形成） 都市においては、水と緑によるうるおいあるまちづくり及び生物多様性の確保に資するまちづくりに向け、緑の基本計画等を通じた枢要な緑地の保全推進やそのグリーンインフラやEco-DRRとしての機能増進、低未利用地の緑化等の取組を地方公共団体への支援を含め推進し、広域の見地から計画的に生態系ネットワークの形成を図る。
	（温室効果ガス排出量の削減） カーボンニュートラルに向けた都市・地域づくりを推進していくため、コンパクト＋ネットワークの推進や「居心地が良く歩きたくなる」空間づくり等と併せて、デジタル技術等を活用し、エネルギーの面的利用による効率化、グリーンインフラの社会実装、環境に配慮した民間都市開発等のまちづくりのグリーン化の取組を推進
デジタル田園都市国家構想総合戦略 2023年改訂版 ＜2023.12.26閣議決定＞	（多様な暮らし方を支える人間中心のコンパクトで緑豊かなまちづくり） 気候変動対応、生物多様性の確保や人々のWell-being 向上等に向けて、緑地の多様な機能をいかすとともに、エネルギーの効率的な利用を図るため、民間資金調達のための緑地の確保を伴う事業の客観的な評価制度の創設等まちづくりGX に取り組む。

25

本日お話しすること

国土交通省

1. 法律の背景
2. 法律の内容
3. 緑地認定の考え方
4. 緑地認定の今後の展開

26

26

＜法律＞ 0．全体像

公布　令和６年５月２９日
施行　公布の日から６ヶ月以内

国土交通省

背景・必要性

○ 世界と比較して**我が国の都市の緑地の充実度は低く**、また**減少傾向**。

世界主要都市の緑地の充実度
（森記念財団「世界の都市総合ランキング2022」）

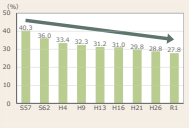

横浜市の緑被率の推移
（令和元年度緑被率の調査結果について（横浜市））

○ **気候変動対応、生物多様性確保、幸福度**（Well-being）**の向上**等の課題解決に向けて、**緑地が持つ機能に対する期待の高まり**。

○ ESG投資など、**環境分野への民間投資の機運が拡大**。

○ 都市において緑のネットワークを含む**質・量両面での緑地の確保に取り組む必要**があるが、

- **地方公共団体において、財政的制約**や**緑地の整備・管理に係るノウハウ不足**が課題。
- **民間においても**、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、**取組が限定的**。

○ また、都市における脱炭素化を進めるためには、緑地の創出のほか、**再生エネルギーの導入**や**エネルギーの効率的利用の取組**を進めることも重要。

概要

1．国主導による戦略的な都市緑地の確保

- 緑地の保全等に関する**国の基本方針の策定**
- 都市計画における緑地の位置付けの向上

2．貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

- 緑地の**機能維持増進事業**について位置付け
- 緑地の**買入れを代行**する**国指定法人の創設**

特別緑地保全地区の例（京都市）

3．緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

- **民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度**の創設
- **都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度**の創設

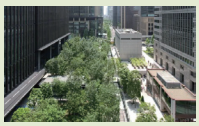
都市再開発における緑地空間の創出の例（千代田区 大手町）

＜法律＞ 0．全体像：都市の緑に関する諸制度について

国土交通省

	形態	制度	土地の公的保有	規制の強さ	「地球温暖化対策計画」における位置付け	「生物多様性国家戦略」における位置付け		政策感応度
行政の関与の強度 強	施設	都市公園	○	◎	○	○		―
	規制	**特別緑地保全地区**	△	◎	○	○		△
		緑化地域 風致地区　等	―	○	―	―		△
民間主体	契約・協定	緑地協定 市民緑地契約　等	―	―	―	―	**一般市民**を中心とする取組	△
	民間取組の誘導	**緑地確保の取組の認定**　等	―	―	―	△ OECMとの連動を検討	**企業**を中心とする取組	○

弱

＜法律＞ 1．国主導による戦略的な都市緑地の確保

国土交通省

①国の基本方針・計画の策定【都市緑地法】

背景・必要性

○ 都市における**緑地の重要性**や、緑のネットワークを含む**質・量両面での緑地の確保の必要性**の高まり。
○ これを踏まえ、都市緑地行政を一層推進するため、**国が目標**や**官民の取組の方向性を示す**必要。
○ また、市区町村をまたがるような**広域性・ネットワーク性を有する緑地**を、**総合的・計画的に保全・創出**する必要。

概要

○ **国土交通大臣が**都市における緑地の保全等に関する**基本方針を策定**。
（基本方針に定める内容のイメージ）
緑地の保全及び緑化の推進の意義・目標／緑地に関する基本的な事項（緑地のあるべき姿、発揮すべき機能等）／政府が実施すべき施策 等
○ **都道府県が**都市における緑地の保全等に関する**広域計画を策定**。

計画の連携のイメージ（黒字：既存、赤字：新設）

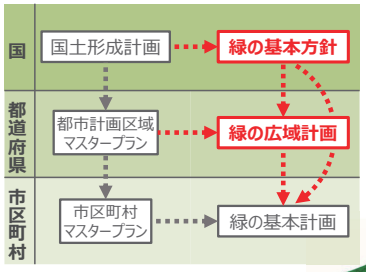

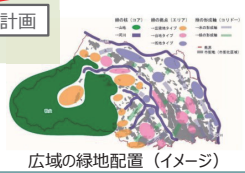

広域の緑地配置（イメージ）

②都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】

背景・必要性

○ 都市緑地の質・量両面での確保のためには、まちづくりの基盤となる**都市計画の段階において、緑地の意義や必要性が十分に考慮される必要。**

概要

○ **都市計画を定める際の基準**に、「（緑地を含む）**自然的環境の整備・保全の重要性**」**を位置付け。**
→都市計画の段階から不可欠な要素の一つとして扱う。29

緑の機能（気候変動対策、生物多様性の確保、well-beingの向上）が発揮される施策イメージ

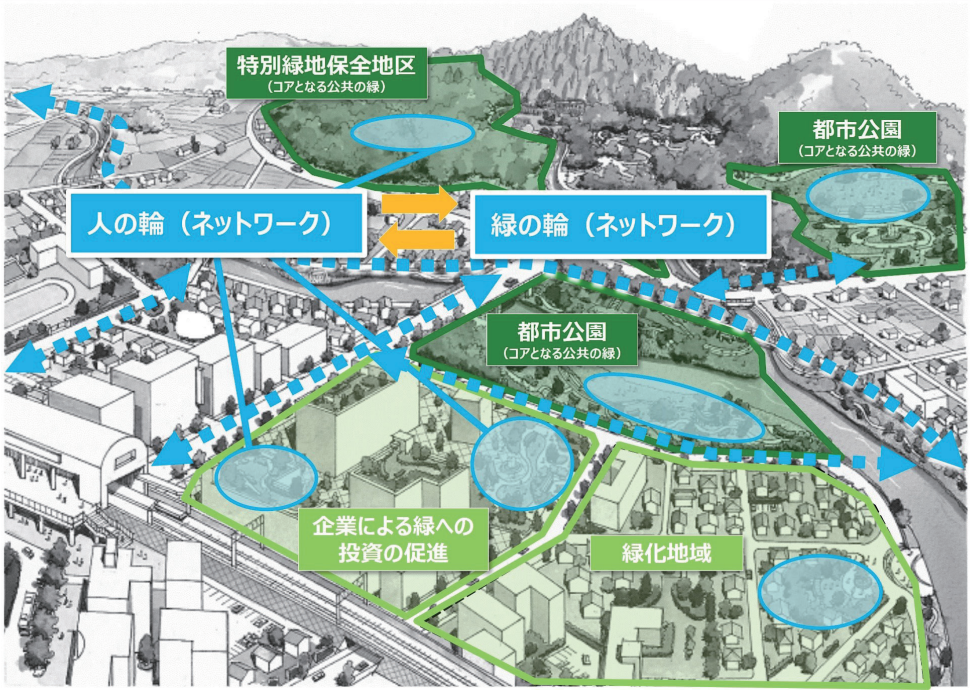

都市における緑地の確保に向けて取り組むべき施策（自民党 住宅土地・都市政策調査会都市の緑ＰＴ）

30

ネットワーク化による緑地の機能

国土交通省

○ネットワークを形成する緑地は、単独の緑地の持つ機能に加え、気候変動対策、生物多様性確保、Well-beingの向上に対してより効果を有する。
○例として、風の道の確保によるヒートアイランド対策、エコロジカルネットワークの形成、ウォーカブルなまちづくりの推進が挙げられる。

緑地のネットワーク性が発揮する多様な機能

生物多様性確保

都市における計画的な公園緑地の整備や既存の緑地保全、それらをつなぐネットワーク性の確保により、都市内や周辺部の生物の生息生育空間の保全・再生・創出、エコロジカルネットワークの形成に寄与。

（エコロジカルネットワークの形成イメージ）

出典：生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き

気候変動対策

連続した緑地等のオープンスペースを「風の道」として確保することで、都市に流れる風を活用し、ヒートアイランド現象の緩和に寄与。

（東京都港区における取組事例）

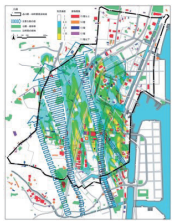

出典：品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020（付属資料①風の道確保等に関するガイドライン）

（都市内緑地からの移流・にじみ出しを導く「風の道」）

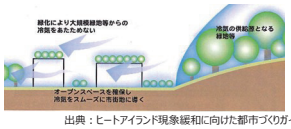

出典：ヒートアイランド現象緩和に向けた都市づくりガイドライン

Well-beingの向上

連続した緑の配置により、まちの回遊性が向上し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出や多様な人々の交流に寄与。

（さいたま市における取組事例）
（STREET PLANTS PROJECT）

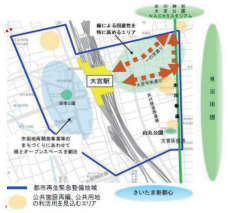

出典：第２回グリーンインフラ大賞国土交通大臣賞概要資料

＜法律＞２．特別緑地保全地区について

国土交通省

- 良好な自然的環境を形成している地区を対象に都市計画として定め、当該地区内における一定の行為を許可制により規制し、**緑地を現状凍結的に保全**。
- 所有者からの申出により、**都道府県等が土地の買入れを実施**。

指定基準　以下のいずれかに該当する土地の区域

- ✓ 無秩序な市街地化の防止、**公害又は災害の防止**等のため必要なもの
- ✓ 神社・寺院の緑地等、伝統的又は文化的意義を有するもの
- ✓ **風致又は景観**が優れ、**住民の健全な生活環境の確保**のため必要なもの
- ✓ **動植物の生息地・生育地**として適正に保全する必要があり、住民の健全な生活環境の確保のため必要なもの

小深作（こふかさく）特別緑地保全地区
（さいたま市）

行為規制　以下の行為の実施は、都道府県知事又は市長の許可が必要

- ✓ 建築物等の工作物の新築、改築、増築
- ✓ 土地の形質の変更　（宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削等）
- ✓ 木竹の伐採　　等

指定・買入れの状況　（令和３年度末現在）

指　定	通算：	674地区	6,670.7ha
買入れ	通算：	417地区	1,780.9ha

32　吉田山特別緑地保全地区
（京都市）

特別緑地保全地区として保全が行われている事例

国土交通省

熱田神宮特別緑地保全地区（名古屋市） ※市街化区域

・スギ、ヒノキ、クスノキなどの常緑樹、イチョウなどの落葉樹からなる境内地の樹林。都市部における鎮守の森として親しまれる。

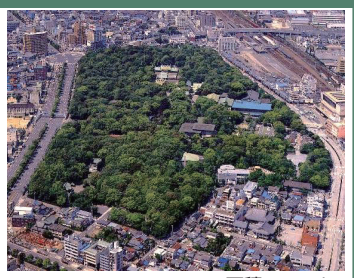

面積：19.1ha

王禅寺四ツ田特別緑地保全地区（川崎市） ※市街化調整区域

・起伏に富んだ地形であり、コナラや竹、草地などの多様な樹木が生育し、ほぼ自然のままの樹林地が残存。

・NPO法人が開放日を設定し、ボランティアによる保全活動や、草地広場でのプレイパーク、一般開放を実施。

面積：7.1ha

栗山特別緑地保全地区（松戸市） ※市街化区域

・江戸川の河岸段丘と斜面林から構成される松戸市を代表する景観を構成する緑地。

面積：2.0ha

くぬぎ山特別緑地保全地区（所沢市） ※市街化調整区域

・首都圏から30km圏内に位置する大規模な平地林であり、武蔵野の面影を残す緑地。

・地域住民の協力のもと、自然再生と保全の取組を実施。

面積：16.6ha

33

特別緑地保全地区等における荒廃

国土交通省

（A市内の特別緑地保全地区）

○ 適切な管理・更新が行われなくなり、緑地が荒廃。

CO2の吸収増に資する成長期間を過ぎた樹木が増えて吸収源機能が低下するほか、ササ等の繁殖力の強い草本植物等が繁茂して植生が単純化し、生物多様性も低下。

○ また、樹木の高齢化に伴い、病害虫を原因とするナラ枯れ等が生じやすくなり、台風等による倒木が頻発。

放置された倒木や草本の繁茂により、樹林の更新が進まず、樹林のCO2吸収能力が抑制される。

（B市内の竹林）
※特別緑地保全地区への指定を検討中

○ 元々雑木林であったところに竹が侵入し、その後適切な管理が行われなくなったため、成長が早い竹が優占する植生に。CO2吸収量がより多い樹種が育たず、吸収源機能が低下。

また、竹の密生により林内が暗くなり下草も生えなくなるため、植生が単純化。これに伴い昆虫も減少し、これを餌とする鳥類も減少するなど、全体の生物多様性が低下。

○ 竹は根が浅いため、密生して竹以外の植生が少ない竹林では、土砂災害発生の危険性も。

34

＜法律＞　2．貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

国土交通省

①緑地の機能維持増進について位置付け【都市緑地法】

背景・必要性

○　特別緑地保全地区※について、所有者の高齢化等を背景に**適正な管理が困難になる**、台風等災害により**荒廃が進む**等の事情により、**緑地としての機能が十分に発揮されない**状況が発生。

※貴重な都市緑地について、建築行為等を規制して保全を図るために、地方公共団体が指定する地区。

○　**緑地の機能の維持増進**を図るためには、樹林の更新等により、**緑地の再生・整備を実施することが必要。**

概要

○　**緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備**（皆伐・択伐等）を「**機能維持増進事業**」として位置付け。

○　特別緑地保全地区で行う**機能維持増進事業**について、その**実施に係る手続を簡素化**できる特例を創設。

一定の手続を経て緑の基本計画に記載した機能維持増進事業について、都市計画事業認可があったものとみなす。　＜予算＞

→都市計画税を充当して機能維持増進事業を実施することが可能に。

機能維持増進事業
（皆伐・択伐等の緑地の再生・整備）
・10～20年に一度必要
・大径木の伐採を伴い専門技術が必要

＋

維持管理
（低木の整理、下草刈り）
・毎年必要
・市民や企業と連携して実施

→

緑地の効用の発揮
・防災性・安全性の向上
・温室効果ガスの吸収促進
・生物生息環境の確保
・レクリエーション利用の拡大

機能維持増進のイメージ（神戸市）

斜面林の大径木化に伴い災害の恐れ　**樹木の択伐（機能維持増進）**　安全に再生された樹林

維持管理のイメージ（川崎市）

35

＜法律＞　2．貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

国土交通省

②緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設【都市緑地法・古都保存法・都市開発資金法】

背景・必要性

○　特別緑地保全地区等※の**土地の買入れ**について、多くの地方公共団体において、**財政的な制約**が課題。
また、買入れ後に行う緑地の大規模な手入れ（機能維持増進事業）に係る**ノウハウ不足**も深刻。

※特別緑地保全地区のほか、古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区

○　このため、地方公共団体による**買入れが円滑に進まず**、**地区の新規指定自体も抑制的**に。

○　**買入れ制度の円滑な運用**や**新規地区指定の促進**のためには、**土地の買入れ**や買入れ後の**機能維持増進事業等**について、国が、**財政面・技術面から支援**する仕組みが必要。

概要

○　地方公共団体の緑地保全等の取組を支援する公益団体を、**国が都市緑化支援機構**として**指定**。

○　機構は、都道府県等の**要請に基づき**特別緑地保全地区等内の**緑地の買入れや機能維持増進事業を行う。**　＜税制＞

○　機構が行う業務について、国が**都市開発資金の貸付けにより支援。**　＜予算＞

対象とする緑地のイメージ

緑地が荒廃し、台風等による倒木被害が頻発
（神奈川県鎌倉市の特別緑地保全地区）

国指定法人のスキーム

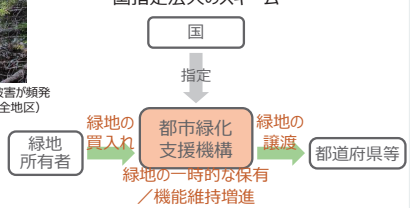

地方公共団体が抱える課題

財政的制約
緑地管理に係る**ノウハウ不足**

↓

買入れが**円滑に進まず**
管理不全による**緑地の荒廃**

↓

市民の理解を得にく
地区の新規指定が抑制的

改正後

都道府県等の**要請**に基づき
機構が買入れ・管理を代行

↓

迅速な買入れが可能に
専門技術による**適切な管理**

↓

市民の緑地への理解の向上
地区の新規指定に意欲

36

国指定法人が機能維持増進事業を行う意義について

○特別緑地保全地区等においては、長期間にわたり適正な管理が実施されていないことから、地方公共団体が買い入れた後も、枯死木の撤去や住宅地へと伸びた枝の除去等の**対症療法的な管理**がなされるに止まり、苦情対応も含めて**負担が重い**。

○国指定法人が、緑地のプロフェッショナルの立場から、地方公共団体には実施困難な機能維持増進を行うことにより、①工事実施時のコストは生じるものの、その後の管理はNPO法人や住民団体が実施することが可能となり、**緑地の管理コストが大幅に低減**される一方、②緑地の管理水準は、NPO法人や住民団体を巻き込み、適切な下草刈り等の管理を実施することで**質が向上**する。

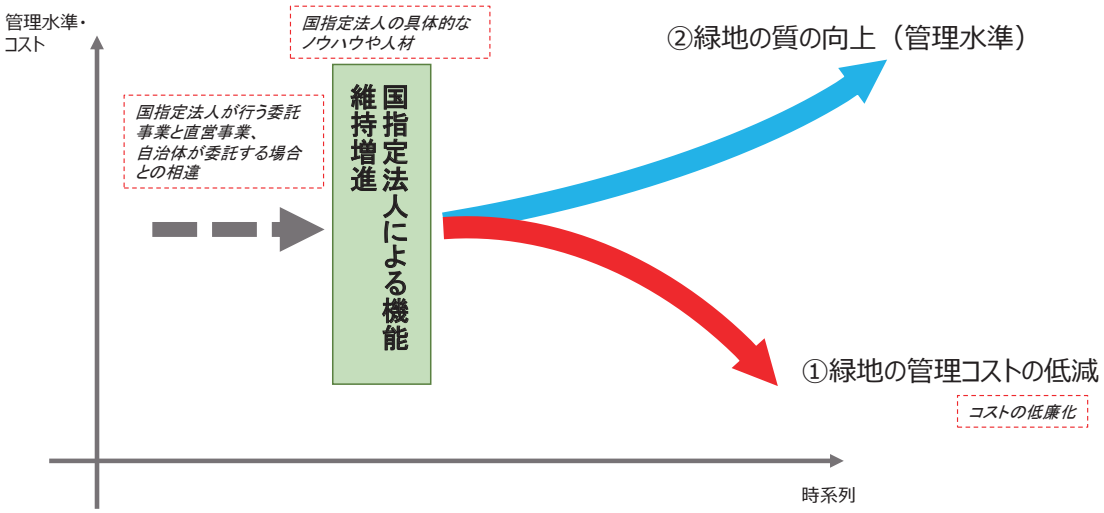

37

都市緑化支援機構の業務について

国土交通省

①特別緑地保全地区等の緑地の買入れ及び機能維持増進

都道府県等からの**要請に基づき**、土地所有者から買入れ申し出があった特別緑地保全地区等の**緑地を買い入れ**、当該緑地の状態に応じて必要な**機能維持増進事業を実施**し、当該要請を行った都道府県等へ**譲渡**する。

＜緑地の買入れスキーム＞

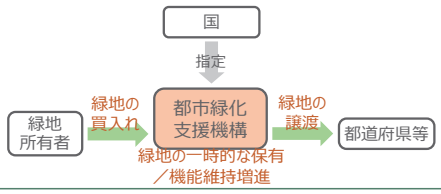

＜機能維持増進のイメージ（神戸市）＞

斜面林の大径木化に伴い災害の恐れ　樹木の択伐（機能維持増進）　安全に再生された樹林

②認定を受けた優良な緑地確保の取組への資金貸付け

民間事業者等による緑地確保の取組のうち、国が認定した優良な事業について、資金貸付けにより支援。

※資金の原資は国からの貸付け（都市開発資金）

民間事業者による取組の例（大手町の森）

③緑地保全・緑化推進に関する情報提供・調査研究等

【業務の例】

・剪定や草刈りの頻度・手法等について、緑地を日常的に保全・管理する住民団体等へ助言

・機能維持増進によって生じた木材（発生材）の活用方法に関する調査研究等の実施

・緑地保全への住民の参加を促す広報活動

・都市緑地に関する高い専門性を活かし、地方公共団体に対し、都市の緑地保全・緑化推進に必要な都市計画の決定等を提案　等

住民団体への支援のイメージ図（川崎市）

38

＜法律＞　3．緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

国土交通省

①民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設【都市緑地法・都市開発資金法】

背景・必要性

○　都市緑地を質・量両面で確保し、良好な都市環境の形成を図るためには、**民間事業者における緑地整備等の取組の推進を図ることが不可欠**である一方、
民間においては、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、**取組が限定的**という課題。

○　市場において緑地確保の取組が進むよう**民間投資を誘導**し、また**融資を受けやすい環境にする**には、**良質な緑地確保の取組の価値が**投資家や金融機関、市民等の様々な主体に**「見える化」されることが重要。**

○　また、民間事業者等が行う緑地確保の取組について、気候変動対応、生物多様性確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて**より効果的な取組を推進する**ため、国が一定の指針を示す必要。

概要

○　緑地確保の取組を行う民間事業者等が講ずべき措置に関する**指針を国が策定。**

○　**民間事業者等による良質な緑地確保の取組**を**国土交通大臣が評価・認定**する制度を創設。
　認定の審査に当たっての調査について、国の登録を受けた機関（登録調査機関）が代行。

○　上記認定を受けた取組について**都市開発資金の貸付けにより支援。**＜予算＞

認定の対象となる取組のイメージ

●再開発等とあわせて、新たに良質な緑地を創出する事業

多様な樹種、まとまった緑により生物多様性を確保

高木主体の緑地の創出により気候変動対応に貢献

●既存緑地の質の確保・向上に資する事業

民間企業が、保有する緑地を再整備し、芝生広場や自然観察等ができる樹林地を確保。

認定に当たっての評価の視点のイメージ

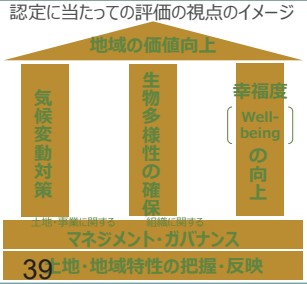

39

＜法律＞　3．緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

国土交通省

②都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設【都市再生特別措置法】

背景・必要性

○　都市の脱炭素化を促進するためには、**大規模な都市開発事業における脱炭素化を進めることが重要。**

○　このため、民間都市開発事業における**緑の創出や再生可能エネルギーの導入等に対する支援を強化する必要**がある。

概要

○　**都市の脱炭素化に資する民間都市開発事業**を**国土交通大臣が認定**する制度を創設。

○　認定を受けた事業に対し、緑地・緑化施設の管理を効率的に行う設備、再エネ利用設備等（オフサイトにおいて整備するものを含む。）の導入費用等について、民間都市開発推進機構による**金融支援**を行う。＜予算＞

＜環境負荷の低減に資する都市開発事例＞

●オフィス
天神ビジネスセンター２期プロジェクト
（福岡市）

・太陽光発電設備の設置に加え、温室効果ガス排出抑制に配慮した建材・設備を積極的に採用

・屋外だけでなく吹抜け空間にも植栽を行う。

●物流施設
LOGIFRONT尼崎Ⅳ
（兵庫県尼崎市）

・屋根に高出力の太陽光発電設備を設置し、自家消費により施設の電力の大部分を賄う。

＜オフサイトにおける取組のイメージ＞

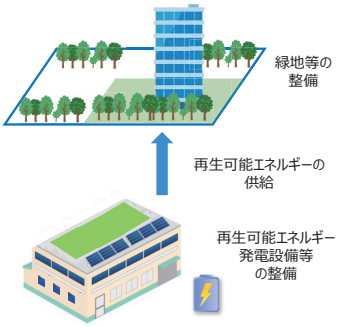

本日お話しすること

国土交通省

1. 法律の背景

2. 法律の内容

3. 緑地認定の考え方

4. 緑地認定の今後の展開

41

民間事業者による緑地の創出事例

国土交通省

大手町の森（千代田区）

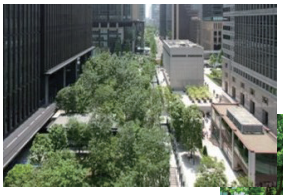

都市開発とあわせて、歩行者や環境に配慮した開放性の高い緑地を整備。

多様な種類の植生とすること等で、多様な生物が集まり、地域の生態系ネットワークに大きく貢献。

MUFG PARK（西東京市）

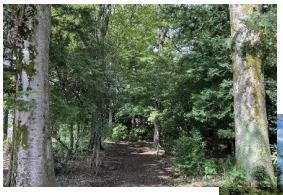

地域社会への貢献の一貫として、三菱UFJフィナンシャル・グループが保有する運動場等の敷地を再整備。

グラウンドや芝生広場のほか、武蔵野の豊かな自然が保たれ、自然観察ができる樹林地を整備。

CITIZENの森（西東京市）

従業員の心身の健康に配慮した場づくりとして、工場等の敷地だった場所を緑地として整備。

武蔵野の雑木を植栽することで、地域の鳥や虫の飛来しやすい場を提供。

新柏クリニック（柏市）

“森林浴のできるクリニック”をコンセプトとして、リハビリテーションガーデン等を整備。

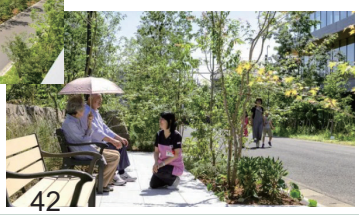

患者の運動療法の場、雑木林保全・活用のための活動拠点として活用。

42

42

認定制度の対象となる緑地のイメージ

国土交通省

「気候変動対策」、「生物多様性の確保」、「Well-beingの向上」に資する緑地の整備等を認定。
（具体的な基準については検討を進める。）

大手町の森（東京都千代田区）緑地面積：約3,600㎡

生物多様性の確保

●常緑樹・落葉樹・地被類など多様な種類を混交すること等の要素を取り入れ、本物の森の環境を整備

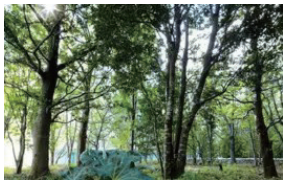

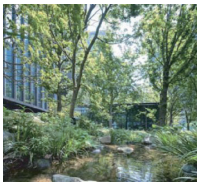

●多種多様な生き物の生息環境の確保

気候変動対策

●高い保水性を有する森林環境とまとまった緑によりクールスポットを形成。ヒートアイランドの緩和に貢献。

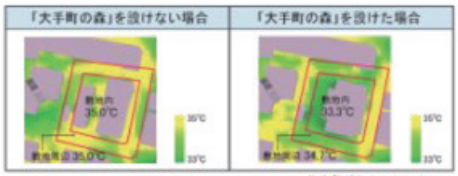

Well-beingの向上

●緑豊かな空間の中での歩行や休憩等のできる環境の整備により、人々のストレス緩和やリラックス効果等に寄与。

43

国土交通省 優良緑地確保計画認定制度の概要

国土交通省

調整中

○　民間事業者等による良質な緑地確保の取組を、国土交通大臣が気候変動・生物多様性・Well-Being等の観点から評価・認定する制度。
○　認定に当たっては、国土交通大臣が策定する緑地確保指針への適合性を審査。

認定の枠組

都市緑地法

国土交通大臣
- 緑地確保指針を策定
- 緑地確保指針への適合性を審査し、認定

①認定の申請

②認定

評価の視点・項目

地域の価値向上
- ○ 地域コミュニティの形成、にぎわいの創出等
- ○ 生態系ネットワーク・風の道の形成、レジリエンス向上 等

気候変動対策
生物多様性の確保
Well-being の向上

（気候変動対策）
- ○ 高木の植栽・生育、ヒートアイランド対策、暑熱対策、雨水の貯留浸透　等

（生物多様性の確保）
- ○ 緑地・水域の保全と創出、階層構造の形成、希少種の保護、在来種の利用　等

（Well-beingの向上）
- ○ 健康の増進、生産性の向上、ユニバーサルデザイン、安全・安心な空間、環境教育の実施　等

土地・事業に関する　組織に関する
マネジメント・ガバナンス
- ○ 維持管理計画の策定、モニタリング計画の策定、実施体制の確保　等

土地・地域特性の把握・反映
- ○ 土地・周辺地域の特性・成り立ちの把握・反映、行政計画等の把握・適合　等

緑地確保の取組を行う民間事業者等
緑地確保事業計画を作成し、調査・認定を申請

評価対象区域
都市計画区域等内の緑地を含む敷地

評価の対象
① 新たに緑地を創出する事業
② 既存緑地の質の確保・向上に資する事業

＜整備のイメージ＞

■気候変動対策に資する緑地

■生物多様性確保に資する緑地

■Well-being向上に資する緑地

主な支援措置　※ 緑地の整備に係る社会資本整備総合交付金・補助金を充当した額を除く。

- ◆ グリーンインフラ活用型都市構築支援事業による**補助** ・・・補助対象費（認定された計画に基づく緑地の整備等事業に要する費用）の**1/2以内**
- ◆ 優良緑地確保支援事業資金による**貸付** ・・・ 貸付対象額の**1/2以内**

44

認定対象となる事業・エリア・主体

調整中

国交省

対象事業

◆ **新たに緑地を創出**・管理する事業

◆ **既存緑地**の質の確保・向上に資する事業

※ 対象事業に関する計画を評価し、認定

対象エリア

◆ **都市計画区域**等の緑地※

※樹林地、草地だけでなく、人工地盤上の緑地や屋上・壁面緑化、農地等まで含む都市緑地法における緑地

対象主体

◆ 民間事業者等（地方公共団体も含む）

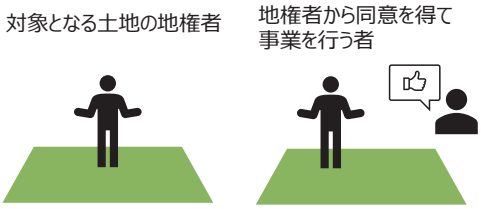

※主体を変更した際も、計画の変更手続きを経ることで評価が継続。

45

有効期限・更新等

調整中

国交省

◆ 有効期限は**取得日から５年**とし、希望すれば更新審査を経て更新が可能。
◆ １年ごとに事業者の定期報告が必要。
※定期報告において評価基準に適合しない場合は助言や改善命令の対象となり、改善命令に従わない場合は認定取り消し。

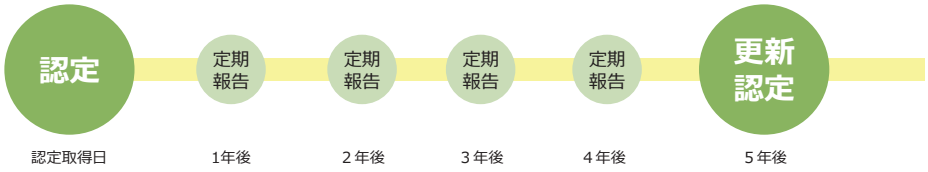

◆ 認定においては、緑地確保計画の計画期限時点における状態を評価。

46

評価方法・認定方法

国土交通省

調整中

評価方法

◆ 評価項目はコア項目とベース項目に分かれる。
◆ **コア項目は必須／選択に分かれ、点数化**される。
◆ **ベース項目はすべて必須項目**であり、チェックリスト形式。

コア項目（40項目程度）：原則0~10点で点数化　※緑地割合については最大20点

① 必須項目
- 地域共通の課題
- 高配点

② 選択項目
- 地域の実情を踏まえ取り組む課題
- 地域価値向上に資する取組は高配点

ベース項目（15項目程度）：チェックリスト
➢ すべて必須項目

認定方法

◆ 一定以上の点数を得た事業を認定。
◆ 認定されたものは点数に応じて**ランク分け**。

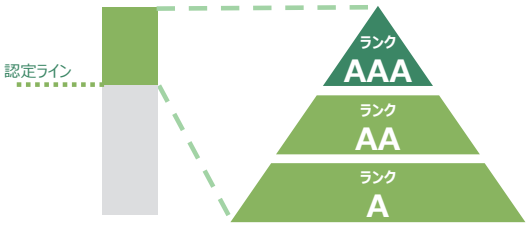

47

認定制度における評価項目の具体イメージ

国土交通省

視点	カテゴリー	No	項目
気候変動対策	CO2吸収・固定	1	CO2吸収源としての高木植栽・育成を行っているか。
		2	CO2吸収・固定に資する木材利用を行っているか（持続可能な森林から産出される木材の利用）。
	CO2排出削減	3	舗装等がライフサイクルを通じたCO2排出削減を行っているか。
		4	CO2排出抑制に貢献する建築物の緑化（屋上・壁面緑化）を行っているか。
	暑熱対策	5	ヒートアイランド対策として風の道を形成する緑地となる植栽・配置としているか。
		6	熱中症対策として緑陰が形成される植栽を行っているか（その他の対策（水景の設置等）含む）。
	水害対策	7	雨水貯留浸透（流出抑制）に貢献する緑地整備・管理を行っているか。
	資源循環	8	再生材（天然素材含む）を使用しているか。
		9	資源を有効利用しているか（落葉や剪定枝等のバイオマスの活用等）。
生物多様性の確保（自然資本の保全・回復）	自然地形等の保全・再生	10	自然地形や土壌、既存樹木の保全・再生（表土復元含む）を行っているか。
	生息・生育環境の量的確保	11	一定規模以上でまとまりのある緑地が確保されているか。
	水資源の保全	12	雨水の利用や節水等の水使用量の削減をしているか。
	多様な生息・生育環境の確保	13	緑地等（樹林や樹木）が階層構造を形成しているか。
		14	動物の生息・生育環境を形成する取組をおこなっているか（食餌植物の使用、巣箱の設置等）。
		15	草地や水辺（水域から陸域）がエコトーンを形成しているか。
		16	希少種の生息環境を保全しているか。
	周辺環境との調和	17	生態系ネットワーク形成に資する緑地であるか。
		18	地域に根差した植生の創出を行っているか。
	生態系への影響の低減	19	外来種の侵入防止・防除を実施しているか。
		20	農薬・化学肥料の制限を行っているか。
		21	有害化学物質・プラスチックが含まれる資材の使用の制限をしているか。
		22	動植物に影響を及ぼす光害を抑制した照明計画としているか。
	生物多様性に配慮した調達	23	生物多様性に配慮した木材の調達を行っているか。
	環境教育の実施	24	生物多様性の理解につながる環境教育を行っているか。
Well－being の向上	安心・安全な空間の形成	25	防犯面・利用面における安心・安全な空間となっているか。
		26	災害時の避難場所となる空間が確保されているか。
		27	緩衝緑地があるか。
	ユニバーサルデザイン	28	緑地があらゆる人の利用に対応しているか（バリアフリー、多言語対応等）。

視点	カテゴリー	No	項目
Well－being の向上	公開性の確保	29	公開性を有しているか。
	心身の健康の増進	30	身体的な健康の増進に資する施設やプログラムがあるか。
		31	安らげる空間としての休憩施設等の環境整備を行っているか。
		32	自然とのふれあいができる場や機会の提供を行っているか。
	にぎわいの創出	33	人流を増やすためのプログラムがあるか。
	ウォーカブル	34	地域のウオーカブルな空間の形成に資する緑地となっているか。
	景観の向上	35	周辺環境の向上に資する沿道緑化をしているか。
		36	統一されたデザインコードで設計されているか。
		37	緑地内の施設（舗装や休憩施設など）がその緑地と調和しているか。
		38	歴史・文化的価値の高い樹木を保全しているか。
	地域コミュニティの形成	39	地域コミュニティの形成に資するプログラムがあるか。
	農の活用	40	農園の整備や活用プログラムがあるか。
	その他	41	その他先進的な取組を行っているか。
マネジメント・ガバナンス	事業（整備、維持管理モニタリング、運営）計画	42	実施体制が確保されているか。
		43	事業の実施責任者が明確か。
		44	事業の目的や目標が明確になっているか。
		45	事業の目的や目標を踏まえた適切な整備・維持管理等の実施計画となっているか。
		46	モニタリングを実施する計画があり、モニタリング結果を維持管理に反映する枠組みがあるか。
	専門家の配置	47	事業計画の作成や事業の実施の中で緑地の専門家や造園技術者が関与しているか。
	資金調達	48	維持管理等のマネジメントに必要な資金を確保する仕組みがあるか。
	情報の開示	49	緑地に関する情報を開示しているか。
	地域住民等とのコミュニケーション	50	地域住民等とコミュニケーションを取っているか。
土地・地域特性の把握・反映	土地の成り立ち	51	土地の成り立ち（地形や歴史）を把握した上で、計画・設計に反映しているか。
		52	土地及び周辺地域の自然的環境や社会的状況を把握した上で、計画・設計に反映しているか。
		53	法的位置づけを把握した上で、計画・設計に反映しているか。
	行政計画等	54	関連する行政計画や地域の計画等の内容を把握した上で、計画・設計に反映しているか。
	目標設定	55	課題の把握、目標の設定が適当か。

48

民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価の基準に関する有識者会議概要

国土交通省

概要

「民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価のあり方検討会」の中間とりまとめで示された、良質な緑地を確保する取組の評価制度に関する方向性を踏まえ、評価対象となる事業の考え方や評価方法・項目等について意見交換を行うための有識者会議を設置。

主な検討項目

評価制度に関する基準

①評価の対象となる事業の考え方

②評価方法・項目

※上記の検討に当たり、平行してフィージビリティスタディ(トライアル審査等)をしながら妥当性を検証

スケジュールと主な議題

○第1回(令和5年10月25日(水))
1. 評価制度に関する基準について 2. プレトライアル審査について

○第2回(令和5年12月14日(木))
1. 評価制度に関する基準について

○第3回(令和6年2月16日(金))
1. 評価制度に関する基準について 2. 今後の進め方について

○第4回(令和6年6月頃)
基準(案)について

○第5回(令和6年8月頃)
基準(案)のとりまとめについて

検討体制

メンバー(五十音順、◎:座長)

飯田 晶子	東京大学 工学系研究科 都市工学専攻 特任講師	原口 真	MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社 サステナビリティ推進部 TNFD 専任 SVP 兼 MS&ADインターリスク総研株式会社 フェロー
一ノ瀬 友博	慶應義塾大学 環境情報学部 学部長・教授	平松 宏城	株式会社ヴォンエルフ 代表取締役 株式会社Arc Japan 代表取締役
加藤 翔	株式会社日本政策投資銀行 地域調査部 課長	堀江 隆一	CSRデザイン環境投資顧問株式会社 代表取締役社長
武田 正浩	一般社団法人 不動産協会 都市政策委員会 委員会社 森ビル株式会社 都市開発本部 計画企画部 環境推進部 部長	柳井 重人 ◎	千葉大学 大学院園芸学研究院 教授

49

本日お話しすること

国土交通省

1. 法律の背景

2. 法律の内容

3. 緑地認定の考え方

4. 緑地認定の今後の展開

50

緑地確保の認定制度の重層的展開に向けた取組み

国土交通省

○　具体的な評価・認定手法や基準等について、緑地の専門家や金融・不動産関係など幅広い有識者を委員とする**「民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価の基準に関する有識者会議」**を設置し、検討中。

○　民間事業者に対して**認定取得のインセンティブを与える**ため、**都市開発資金の無利子貸付**を行うとともに、ESG投資において参照されている気候変動や生物多様性等に係る**国際基準等との連動**を図り、優良な緑地確保プロジェクトへの**投資環境の整備**に努める。
　その際に、金融界・経済界をはじめ、TNFD事務局等の**国内外の関係者に働きかけを実施。**
（これらの取組を強力に推進していくため、**都市環境課を新設**）

制度の構築

「民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価の基準に関する有識者会議」において、実際の緑地整備等の事業に対する試行的な審査（フィージビリティスタディ）を行いつつ、評価・認定手法や基準等について検討する。

【構成員】
・学識者（造園、都市計画等）　・環境認証関係の有識者
・金融機関、不動産関係　・TNFDメンバー　等

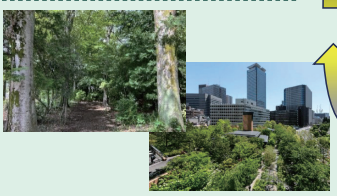

気候変動、生物多様性、Well-being等の視点から、具体的な評価項目を設定

都市開発資金による支援

認定された事業に対して、都市緑化支援機構から無利子貸付を実施。（都市開発資金）

国内企業等への浸透

経済団体等と連携しつつ、ブロック別の説明会等を通じた周知を行い、大都市・地方都市問わず国内企業等への取得を促す。

国際的な認知の獲得

G7やOECD、二国間会議の場でのＰＲ等を通じ、認証制度の国際的な認知の獲得を図る。

国際基準等との連動

TNFD開示提言等の国際基準等との連動を図り、更なる取得インセンティブにつなげる。
※その他に、緑地等に関係する既存の認証制度との連動を図ることで、相乗効果が得られるように調整。

51

GRESBとの連動

国土交通省

GRESBの概要

○ GRESB（Global Real Estate Sustainability Benchmark）は、**不動産企業の環境等のESGへの配慮を事業単位でなく企業単位で評価**する仕組み。

○国内外の投資家及び不動産企業等が参加しており、**投資家がESG投資として不動産投資を行う際に、投資先の選定等のツールとして活用**されている。

GRESBの参加者

＜投資家＞　約150社（日本から10機関）

主な投資家
- GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）
- MUFG Mitsubishi UFJ Trust and Banking（三菱UFJ信託銀行）
- BLACKROCK（ブラック・ロック（米国））

＜不動産企業＞　約2,084社（日本から135社）

主な参加ディベロッパー
・三菱地所
・三井不動産
・東京建物株
・東急不動産

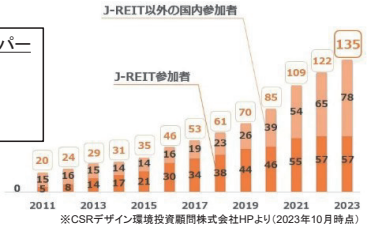

※CSRデザイン環境投資顧問株式会社HPより（2023年10月時点）

GRESBとの連動

○　GRESBでは、企業の保有する全不動産における環境認証の取得割合が評価項目の一つとなっており、**環境認証を取得している保有不動産が増えると、スコアが加点**される仕組みとなっている。

○　GRESBのスコアが高くなると、投資先として選定されやすくなることから、**日本国内でもGRESBの対象となる環境認証の取得が増加**。

（参考）GRESBの対象となる環境認証の例
LEED、CASBEE、DBJ Green Building、ABINC、SEGES等

優良緑地確保計画認定制度がGRESBの対象となる環境認証となり、その取得がスコアの加点につながるよう調整予定。

GRESB

52

TNFD開示提言について

国土交通省

○ TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）は、**民間企業が自然に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組を構築するために設立された国際的な組織**※。TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に続く枠組として、2019年世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）で着想され、UNDP（国連開発計画）、UNEP FI（国連環境計画金融イニシアティブ）等主導の下、**2021年6月に設立**。

※5大陸18カ国から40名が参加し、日本からはMS&ADの原口氏、農林中央金庫の秀島氏が参加。

○ 数次のベータ版（ver0.1～0.4）が順次公表された後、**2023年9月に最終提言ver1.0（TNFD開示提言）が公表**。

○ TNFD開示提言の主なポイントは以下のとおり。

- TCFD、ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）、GBF（昆明モントリオール生物多様性枠組）等の**既存枠組と構造や目標、文言等で整合**。
- 開示事項は、**4つの柱（①ガバナンス、②戦略、③リスクとインパクトの管理、④指標と目標）と14の開示推奨事項から構成**。
- 自然関連情報の**開示を準備するための手法として「LEAPアプローチ」**※を推奨。

※自然との接点、依存関係、リスクと機会、対応等を特定・検討するため、発見（Locate）、診断（Evaluate）、評価（Assess）、準備（Prepare）を踏むステップ。

- 指標については、**開示が必要なコアグローバル指標**、と**必要に応じて開示が推奨される追加指標**が整理。
- **セクター別ガイダンスは順次公表**　　***※インフラ・不動産セクター等において、開示指標の観点で連動できないか検討中。***

表　TNFD開示提言（4つの柱と14の開示推奨事項）

ガバナンス	戦略	リスクとインパクトの管理	測定指標とターゲット
自然関連の依存、インパクト、リスク、機会に関する組織のガバナンスを開示する。	自然関連の依存、インパクト、リスク、機会が、組織の事業、戦略、財務計画に与える実際および潜在的なインパクトを、そのような情報が重要である場合に開示する。	組織が自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を特定し、評価し、優先付けし、監視するために使用するプロセスを記載する。	自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を評価し、管理するために使用される測定指標とターゲットを開示する。
開示提言	開示提言	開示提言	開示提言
A. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会に関する取締役会の監督について説明する。	A. 組織が短期、中期、長期にわたって特定した、自然関連の依存、インパクト、リスク、機会について説明する。	A. (i)直接操業における自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を特定し、評価し、優先付けするための組織のプロセスを説明する。	A. 組織が戦略およびリスク管理プロセスに沿って、重大な自然関連リスクと機会を評価し、管理するために使用している測定指標を開示する。
B. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会の評価と管理における経営者の役割について説明する。	B. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会が、組織のビジネスモデル、バリューチェーン、戦略、財務計画に与えた影響、および移行計画や分析について説明する。	A. (ii)上流と下流のバリューチェーンにおける自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を特定し、評価し、優先付けするための組織のプロセスを説明する。	B. 自然に対する依存とインパクトを評価し、管理するために組織が使用する測定指標を開示する。
C. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会に対する組織の評価と対応において、先住民族、地域社会、影響を受けるステークホルダー、その他のステークホルダーに関する組織の人権方針とエンゲージメント活動、および取締役会と経営陣による監督について説明する。	C. 自然関連のリスクと機会に対する組織の戦略のレジリエンスについて、さまざまなシナリオを考慮して説明する。	B. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を管理するための組織のプロセスを説明する。	C. 組織が自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を管理するために使用しているターゲットと目標、それらと照合した組織のパフォーマンスを記載する。
	D. 組織の直接操業において、および可能な場合は優先地域に関する基準を満たす上流と下流のバリューチェーンにおいて、資産や活動がある場所を開示する。	C. 自然関連リスクの特定、評価、管理のプロセスが、組織全体のリスク管理にどのように組み込まれているかについて説明する	

53

都市の緑地に関する環境認証制度の例（国内）

国土交通省

○国内では、都市の緑地に関連する認証制度として、企業等緑地に関する認証や生物多様性保全に関する認証、建築物の街区単位での環境性能に関する認証がある。

	SEGES Social and Environmental Green Evaluation System	ABINC Association for Business Innovation in harmony with Nature and Community	J-HEP Japan Habitat Evaluation and Certification Program	CASBEE Comprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiency	DBJ Green Building
概要	企業等緑地の保全、創出、活用に関する積極的な取組姿勢・行動を評価・認定する制度 （運営）都市緑化機構	企業の生物多様性に配慮した緑地づくりや管理・利用などの取組を評価・認証する制度 （運営）いきもの共生事業推進協議会	生物多様性の保全への貢献度を客観的・定量的に評価、認証する制度 （運営）日本生態系協会	建築物の環境性能に関する評価システム （運営）住宅・建築SDGs推進センター	環境・社会への配慮を併せ持つ不動産の認証制度 （運営）株式会社日本政策投資銀行
	目的に応じて、３種類の部門事業者が所有する緑地の優良な保全・創出活動を評価・認定する『そだてる緑』。開発・建築に伴う優良な緑地環境計画を評価・認定する『つくる緑』。快適で安全な都市緑地を提供する取組を評価・認定する『都市のオアシス』	目的に応じて、２種類の部門。ABINC認証（生物多様性に配慮した施設や建物などを認証する制度）、ABINC ADVANCE認証（生物多様性に配慮した広域かつ複合的なまちづくりを認証する制度）	生物多様性の価値を事業の前後で比較し、事業後の価値が事業前と同等またはそれ以上のものを、生物多様性に貢献する事業として認証。	省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステムで、目的に応じて５種類の部門（建築、戸建、不動産、街区、ウェルネスオフィス）が存在。	不動産のハードスペック面（緑化等を含む）だけでなく運営面にも着目した総合評価とすることで、築年の経過した物件においてもESG を通じた事業者の取組を可視化できるツール。
認証件数	108件（2023年12月時点）	１55件（2024年3月時点）	45件（2023年10月時点）	『CASBEE街区』 ７件（2021年5月20日時点）	1,799件（2023年3月末時点）
認証事例	『そだてる緑』 三井住友海上火災保険株式会社駿河台の緑地とECOM駿河台 『都市のオアシス』 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 都市緑化機構ホームページより	『ABINC ADVANCE認証』 晴海五丁目西地区市街地再開発事業（HARUMI FLAG）は、海と緑の共生、生物多様性に配慮した街づくり計画として認証。 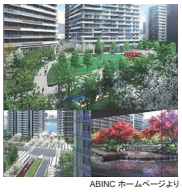 ABINC ホームページより	アークヒルズ仙石山森タワーは、東京都港区六本木における再開発事業で、高層棟と住宅棟を囲う空間に生物多様性を主要なテーマとして整備された緑空間を実現し、最高ランクAAAを獲得。 J-HEP ホームページより	『CASBEE街区』 Fujisawa サスティナブル・スマートタウン整備事業 CASBEE ホームページより	日土虎ノ門ビルは、壁面や屋上の緑化、建物外構のドライミストの設置等、周辺環境へ配慮した設計が評価され、最高ランクを獲得。 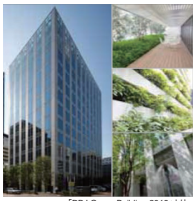 「DBJ Green Building 2016」より

54

GX・環境に関する緑地に係る評価・認定制度の全体像について

国土交通省

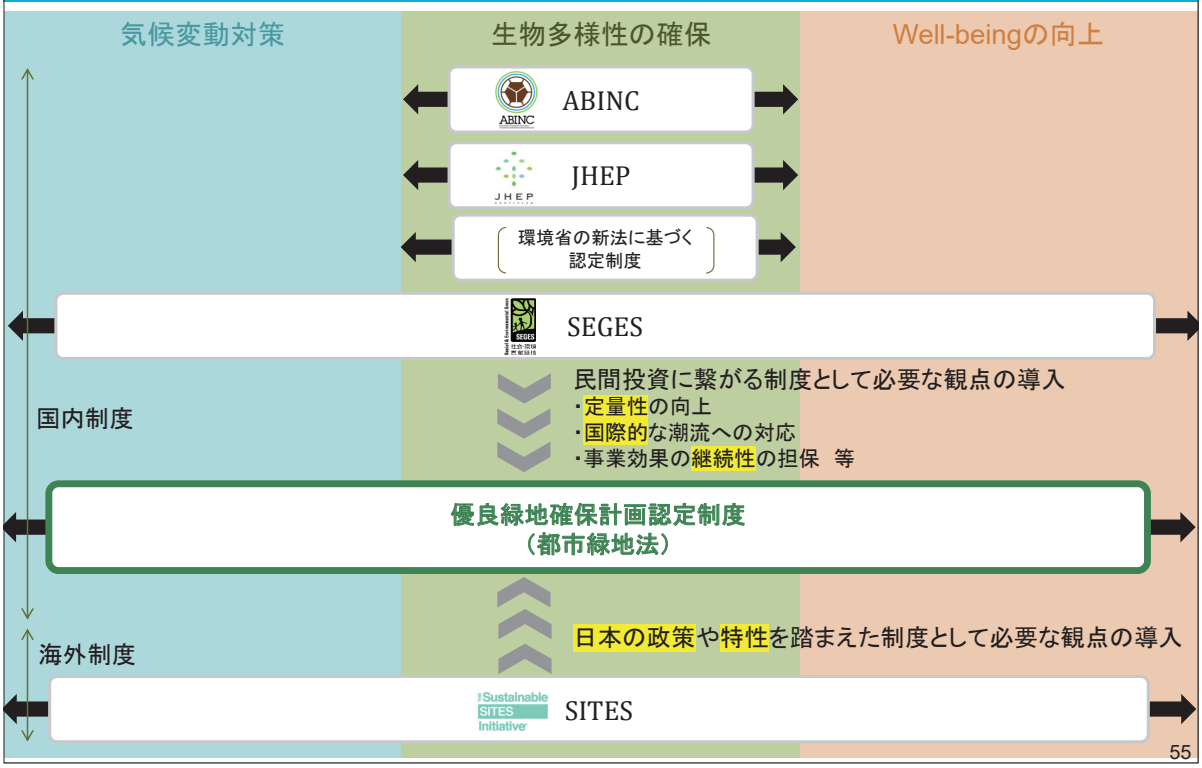

55

民間投資の促進に向けた客観的な評価の必要性

国土交通省

○環境性能において高い評価を受けた不動産は、賃料が上昇するなど、事業者の直接的なメリットとなることがある。
○グリーンボンド等の発行により、環境に配慮した開発プロジェクトの資金を投資家から集めやすくなるような事例もある。
○今後、市場からは、気候変動対策に加え、生物多様性の確保やWell-beingへの貢献がより一層求められるため、客観的な評価を通じて、環境にも配慮した社会的なインパクトが高い事業に資金の流れを促すことが重要。

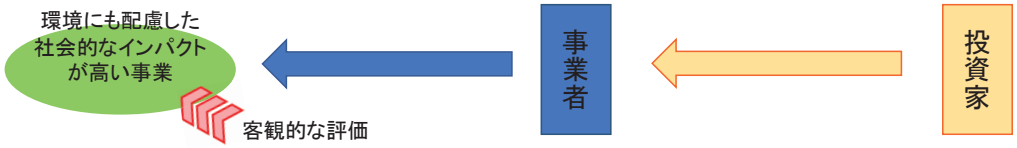

事業者が社会的インパクトのある事業に取り組む意義

○環境性能が高い不動産が投資の対象となる

- 米国大手REITの1つであるBoston Properties Incは、新規開発は原則LEEDシルバー認証以上を取得した不動産に投資。

○環境性能が高い不動産は賃料が高い傾向

評価結果が評価３と評価５を比較すると、評価5の方が+4.7%賃料が高い

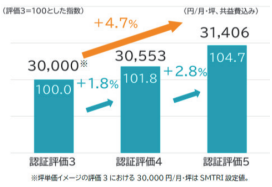

同一ビルで環境認証取得前後を比較すると、評価５では+4.6%の賃料押上げ効果

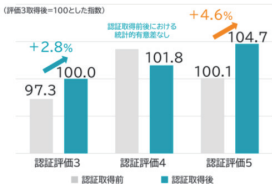

（三井住友信託銀行株式会社による調査）

投資家から社会的インパクトのある事業への投資

○グリーンボンド発行による資金調達

- 森ビル株式会社は、2020年10月にグリーンボンドを発行し、調達資金を虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業（虎門・麻布台プロジェクト）のうち、A街区に関連する設備資金に充当。
- 本グリーンボンドには、都市部から地方部まで幅広い投資家から合計111件の投資表明があった。

（森ビル株式会社　報道発表資料より作成）

○投資基準へ環境・社会要素を組み込む動き

- 第一生命株式会社では、DBJ Green Building 認証やCASBEE、LEEDといった環境・社会への配慮を評価する認証を取得している物件や、これらと同等の性能・効果が見込まれる木造・木質化建物等の物件について、優位な収益性が見込まれることから、ハードル・レートを引き下げることを可能としている。

56

環境認証取得のステークホルダー向けの説明等

国土交通省

CITIZENの森（西東京市）

【取得環境認証】

従業員の心身の健康に配慮した場づくりとして、敷地内に緑地を整備。

住宅地に取り囲まれた工場跡地に、武蔵野の雑木を植栽することで、地域の鳥や虫の飛来しやすい場を提供。

担当者の声：
○「環境認証を取得することで、**環境への配慮の取組について、ステークホルダーへの理解が深まった**。」
○「**社内の認識も変化**し、理解が得られやすくなった。」

※国土交通省ヒアリングより

大手町の森（千代田区）

【取得環境認証】

都市開発と併せて、歩行者等に配慮した開放性の高い緑地を整備。

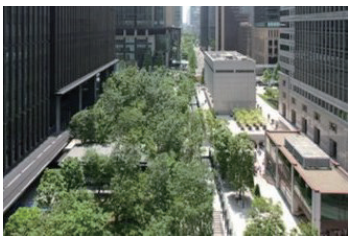

多様な種類の植生とすること等で、多様な生物が集まり、地域の生態系ネットワークに大きく貢献。

○サステナビリティレポートにおいて、環境認証の取得を目標と掲げ、その取得状況を掲載。

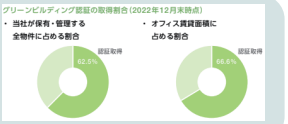

※東京建物サステナビリティレポート2023より

57

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要（令和６年法律第18号、生物多様性増進活動促進法）

環境省

ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、**企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、**主務大臣による基本方針の策定、**当該活動に係る計画の認定制度の創設**、認定を受けた活動に係る**手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等**を講ずる。

■ 背景

○ 令和４年12月に**新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定**し、**2030年までの「ネイチャーポジティブ」※1の実現**と、このために**陸と海の30%以上を保全する「30by30」**の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、**里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※2の設定促進が必要。**

○ また、**企業経営においても**、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、**生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。**

※１自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる　※２保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

■ 主な措置事項

１．地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進　※維持、回復又は創出

（１）増進活動実施計画等の認定制度の創設

①**企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する**「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。

②**市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を**「連携増進活動実施計画」**として主務大臣が認定。

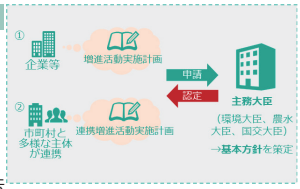

➢ ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**を受けることができる。

（２）生物多様性維持協定

➢ ②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と**「生物多様性維持協定」**を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

２．その他

（１） (独法)環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施 ）

（２） 生物多様性地域連携促進法の廃止

<施行期日> 公布の日から起算して、１年を超えない範囲で政令で定める日

豊かな生物の多様性の確保、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現へ

58

自然共生サイト

環境省

● 環境省では、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域（森林、里地里山、都市緑地、沿岸域等）を「自然共生サイト」として認定する仕組みを令和５年度から開始。

【自然共生サイトについて】

- 令和５年10月、初の大臣認定となる122か所を決定。
- 認定された区域のうち、保護地域との重複を除いた区域はOECMとして国際データベースに登録。
- 認定促進等のためのインセンティブとして、自然共生サイトを支援した者に「支援証明書」を発行する制度（TNFD等への対応に活用できるよう設計）や、専門家派遣等を検討中。

<自然共生サイトの例>

自然共生サイト認定証授与式（令和５年10月25日）

【法制化による自然共生サイトの取組強化】

- 自然共生サイトは、生物多様性が豊かな場所を対象。これは、認定によって今後も適切に保全が継続される蓋然性を高める観点から有効な手段であり、OECMとして30by30目標にも貢献。
- 一方で、ネイチャーポジティブの実現に向けては、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」のターゲット２において「2030年までに劣化した生態系の少なくとも 30%で効果的な再生を行うこと」とされているように、生物多様性の回復や創出を図ることも必要。
- そのため、法制化に当たっては、生物多様性が豊かな場所での活動（維持する活動）に加えて、管理放棄地などにおける生物多様性の回復や、開発跡地などにおける生物多様性の創出も対象。
- その上で、活動により、活動場所の生物多様性が豊かになれば、OECMとして、30by30目標の達成にも貢献。

生態系の創出の取組例（静岡県富士市）

59

活動計画の認定

環境省

＜増進活動実施計画の認定＞（第９条･第10条）

● 地域生物多様性増進活動を行おうとする者（**企業、NPO等**）は、単独で又は共同して、「**増進**活動実施計画」を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

＜連携増進活動実施計画の認定＞（第11条~第13条）

● 連携地域生物多様性増進活動を行おうとする**市町村**は、単独で又は共同して、「**連携**増進活動実施計画」を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

＜共通事項＞

・ 計画には、活動の内容、区域、目標、実施体制等を記載する。計画に係る変更の認定、中止の通知、認定の取消し等について所要の規定を設ける。主務大臣による報告徴収規定及び報告違反に対する罰則を規定する。

⇨ **民間と市町村の特性に応じ、「増進」と「連携」の２つの計画認定制度を設ける。**

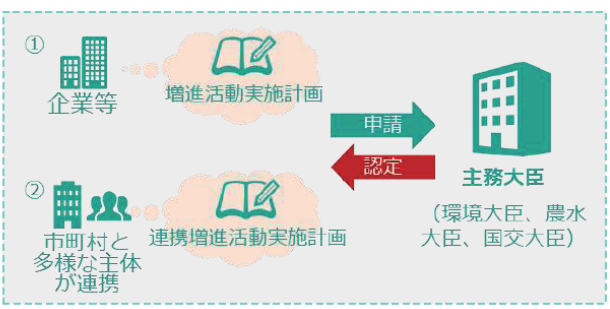

先行的事例である「自然共生サイト」の認定例

企業による森林の整備

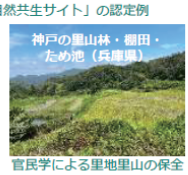

官民学による里地里山の保全

水田ビオトープの田植え

都心における緑地の整備

企業等の活動認定のイメージ（増進活動実施計画）

【事例】 キリンホールディングス 椀子（まりこ）ヴィンヤード （長野県上田市）

"場所"が商品の特徴を決める日本ワイン
～椀子ヴィンヤード～

Locate	ワインの味を決める重要な要素は「テロワール」であり土地の個性。畑は自然が残っており希少種が生息する地域
Evaluate	日本ワイン拡大のためにはブドウ畑の拡大が必要であり、対象は遊休荒廃地
Assess	遊休荒廃地をブドウ畑にすることで良質な草原が創出され、豊かな生態系に貢献することを農研機構との共同研究で解明
Prepare	ネイチャーポジティブ、30by30に貢献する。共同研究成果は論文・環境報告書・Webで広く公開

キリン環境報告書より

- ✓ 「草原」は希少種の数が多く貴重。140年ほど前は国土の約30%を占めていたとも言われているが、現在は1%以下であり、「草原」そのものが希少。
- ✓ 遊休荒廃地を垣根栽培のブドウ畑として活用する中で、丁寧に草刈り等の管理を行い、ブドウ畑の下草が良質で広大な草原環境としての機能を発揮し、極めて豊かな生態系を育んでいることが学術的に確認。
- ✓ TNFD開示を世界ではじめて試行。開示３拠点のひとつが自然共生サイトである「椀子ヴィンヤード」。TNFD正式版のLEAPパートでキリンが事例として紹介。

61